

第四十八回国会 農林水産委員会 議 録 第十八号

昭和四十年三月二十四日(水曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君

理事 飯谷 忠男君

理事 谷垣 專一君

理事 本名 武君

理事 東海林 稔君

理事 伊東 正義君

理事 宇野 宗佑君

理事 龜岡 高夫君

理事 倉成 正君

理事 田邊 國男君

理事 中川 一郎君

理事 丹羽 兵助君

理事 藤田 義光君

理事 湊 徹郎君

理事 渡辺 栄一君

理事 栗林 三郎君

理事 松井 誠君

理事 山田 長司君

理事 小平 忠君

理事 林 百郎君

出席國務大臣

自治 大臣 吉武 恵市君

出席政府委員

農林政務次官 館林三喜男君

農林事務官 丹羽雅次郎君

(農地局長)

農林事務官 檜垣徳太郎君

(畜産局長)

自治事務官 柴田 護君

(財政局長)

委員外の出席者

専門 員 谷垣 專一君

員 松任谷健太郎君

三月二十四日

委員小枝一雄君、田口長治郎君、細田吉藏君及び松田鐵藏君辞任につき、その補欠として渡辺栄一君、湊徹郎君、伊東正義君及び坂村吉正君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員伊東正義君、坂村吉正君、湊徹郎君及び渡辺栄一君辞任につき、その補欠として細田吉藏君、松田鐵藏君、田口長治郎君及び小枝一雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(笹山茂太郎君外二十三名提出、衆法第六号)

農林水産業の振興に関する件(畜産物の安定価格に関する問題)

○坂田委員長代理 これより会議を開きます。

本日は委員長所用のため、委員長の指名により、私が委員長職務を行ないます。

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案を議題とし、まず、提案理由の説明を聴取いたします。館林政務次官。

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案

法律案

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律

第一条 酪農振興法(昭和二十九年法律第八十

二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条、第二条)」を

「第一章 総則(第一条、第二条)」を

「第一章の二 酪農近代化基本方針及び酪農近

代化計画(第二条の二、第二条の四)」に、「第三

章の二 酪農経営改善計画(第十八条、第十八

章 生乳等の取引(第十九条、第二十条の二)

条の三」を「第三章 生乳等の取引(第十八条、

第二十条の二)」に、「第二十条の三」を「第

二十四条の三、第二十条の三の四」に改め

る。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、酪農適地を中心として構成される一定の酪農圏における酪農経営の近代化を計画的に推進するための措置及び当該酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度並びにこれらに関連して生乳等の取引の公正並びに牛乳及び乳製品の消費の増進を図るための措置を定めて、酪農の健全な発達を促進し、あわせて牛乳及び乳製品の安定的な供給に資することを目的とする。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「草地」とは、主として家畜の放牧又はその飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地をいう。

第一章の次に次の一章を加える。

第二章の二 酪農近代化基本方針及び酪農近代化計画

(酪農近代化基本方針)

第二条の二 農林大臣は、政令で定めるところにより、酪農の近代化を図るための基本方針(以下「酪農近代化基本方針」という。)を定めなければならない。

2 酪農近代化基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生乳の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し及び生乳の地域別の生産数量の目標

二 近代的な酪農経営の基本的指標

三 集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項

四 その他酪農の近代化に関する重要事項

農林大臣は、生乳の需給事情、農業事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、酪農近代化基本方針を変更するものとする。

4 農林大臣は、酪農近代化基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、酪農審議会の意見を聞かなければならない。

5 農林大臣は、酪農近代化基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県酪農近代化計画)

第二条の三 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県における酪農の近代化を図るための計画(以下「都道府県酪農近代化計画」という。)を作成し、農林大臣の認定を受けることができる。

2 都道府県酪農近代化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、酪農近代化基本方針の内容と調和するものでなければならない。

一 生乳の生産数量の目標

二 その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの自然経済的条件に即した近代的な酪農経営方式の指標

三 酪農経営における乳牛の飼養規模の拡大に関する事項

一

第一類第八号

農林水産委員会議録第十八号

昭和四十年三月二十四日

(三三六)

- 四 飼料の自給度の向上に関する事項
- 五 集乳及び乳業の合理化に関する事項
- 六 その他酪農の近代化を図るために必要な事項

3 都道府県知事は、第一項の認定に係る都道府県酪農近代化計画を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、その変更の内容につき農林大臣の認定を受けなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県酪農近代化計画につき第一項の認定を受けたときは、遅滞なく、当該計画を公表しなければならない。同項の認定に係る都道府県酪農近代化計画の変更の内容につき前項の認定を受けた場合におけるその変更の内容についても、同様とする。

(市町村酪農近代化計画)

第二条の四 市町村長は、次に掲げる事項が市町村における酪農の合理的な発展を図るために必要なものとして省令で定める基準に適合する場合には、政令で定めるところにより、当該市町村における酪農の近代化を図るための計画(以下「市町村酪農近代化計画」という。)を作成し、都道府県知事の認定を受けることができる。

- 一 その区域内における乳牛の飼養頭数及び飼養密度
- 二 その区域内の農用地の利用に関する条件
- 三 その区域内で生産される生乳の販売に関する条件

2 市町村酪農近代化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、前条第一項の認定に係る都道府県酪農近代化計画の内容と調和するものでなければならない。

- 一 生乳の生産数量の目標
- 二 乳牛の飼養頭数の目標
- 三 その区域内の農業者の農業経営の条件に
応ずる酪農経営の改善の目標

- 四 乳牛の導入、育成その他酪農経営における乳牛の飼養規模の拡大のための措置
- 五 草地の造成、改良及び保全、飼料作物の
作付その他飼料の自給度の向上のための措
置

六 生乳の生産者の共同集乳組織の整備その他集乳の合理化のための措置

七 その他酪農の近代化を図るために必要な事項

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定に係る市町村酪農近代化計画について準用する。この場合において、同条第三項中「農林大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第三条第一項中「必要と認められる一定の区域」を「相当と認められる一定の区域であつて、生乳の円滑な供給に資するため生乳の濃密生産団地として形成することが必要と認められるもの」に改め、同条第二項中「酪農振興計画」を「集約酪農振興計画」に改め、同項第三号中「生乳の生産者の共同集乳組織の整備」を「集乳」に改め、同条第三項中「酪農振興計画」を「集約酪農振興計画」に改め、同条第四項中「合理的な酪農経営の成立」を「近代的な酪農経営の成立及び合理的な生乳の濃密生産団地の形成」に、「酪農振興計画」がその区域における酪農の振興の方法を「集約酪農振興計画」が第二項の第三項の認定に係る都道府県酪農近代化計画に即してその区域における酪農の振興を図るための方法」に改め、同項第一号中「農業労働条件」を削り、同項第二号中「その区域における輸送条件その他その区域内で生産される生乳についての共同集乳組織及び乳業の成立のための条件」を「その区域における生乳の生産状況、輸送条件その他その区域内で生産される生乳についての集乳及び乳業施設への供給の条件」に改める。

第五条(見出しを含む)中「酪農振興計画」を「集約酪農振興計画」に改める。

第六条第一項中「第三条第四項」を「第三条第四項各号」に改め、同条第二項中「第三条第二項の酪農振興計画」を「第三条第二項の集約酪農振興計画」に改め、「認められるとき」の下に、「又はその集約酪農振興計画が、第二項の第三項の認定に係る都道府県酪農近代化計画に即しないものとなり、若しくはその区域における酪農の振興を図るための方法として著しく不適当となるに至つたと認められるとき」を加える。

第七条第二項中「酪農振興計画の概要」を「集約酪農振興計画の概要」に、「当該酪農振興計画」を「当該集約酪農振興計画」に改める。

第八条を次のように改める。

(草地の造成等のため必要な事業の推進)

第八条 国及び都道府県は、第三条第二項の集約酪農振興計画の達成のため必要があるときは、集約酪農地帯の区域内にある草地につき、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の規定により同法第二条第二項第三号に掲げる事業を行なうほか、その造成、改良及び災害復旧の事業並びにその保全又は利用のために必要な事業の推進を図るものとする。

第十条第二項第四号中「酪農振興計画」を「集約酪農振興計画」に改める。

第二章の二を削り、第三章中第十九条を第十八条とし、第十九条の二を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(契約の更新)

第十九条の二 前条第一項に規定する生乳等取引契約(この条の規定により締結したもの)について、当事者のいずれもが、その契約の存続期間の満了する日の翌日から省令で定める一定期間前までに、相手方に対し、更新若しくはその拒絶又は新たな生乳等取引契約の締結についての申出をしないときは、その当事者は、当該契約の存続期間の満了する日の翌日

から起算して一月を経過する日までを存続期間とし、当該契約の存続期間の満了の際における生乳等の売買価格及び数量、生乳等及びその代金の受渡しの方法その他その契約の内容と同一の内容により、さらに、生乳等取引契約を締結したものとなす。ただし、契約で、別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

第二十一条に次の二項を加える。

4 都道府県知事は、第一項の規定により当事者から意見を聞くため必要があると認めるとき、又は同項の規定により調停案を作成するため当該事業の関係者から意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、当該当事者又は当該関係者に出頭を求めることができる。

5 前項の規定により、出頭を求められた者は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

第二十四条の二第二項中「第二十一条第一項、第二十二條及び」を「第二十一条第一項、第二十二條及び第二十三條並びに」に改める。

第二十四条の三「酪農の健全な発達に資するため」の下に、「酪農近代化基本方針に即して」を加える。

第三章の二中第二十四条の三の次に次の三条を加える。

(学校給食供給目標)

第二十四条の三の二 農林大臣は、政令で定めるところにより、国内産の牛乳の消費の増進を図ることに、酪農の健全な発達に資するため、国内産の牛乳を学校給食法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校及び中学校その他政令で定める学校における学校給食用として広範に供給することを旨として、国内産の牛乳の学校給食への供給に関する目標(以下「学校給食供給目標」という。)を酪農近代化基本方針に即して定め、これを公表しなければならない。

2 農林大臣は、学校給食供給目標を定めよう

とするときは、文部大臣に協議しなければならない。

(学校給食供給計画数量)

第二十四条の三の三 農林大臣は、毎年度、学校給食供給目標に即し、牛乳の需要及び供給の動向並びに前条第一項に規定する学校の幼児、児童及び生徒の数を勘案して、国内産の牛乳の学校給食への供給計画数量（以下「学校給食供給計画数量」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2 農林大臣は、学校給食供給計画数量を定めようとするときは、文部大臣に協議しなければならない。

(学校給食への供給の円滑化)

第二十四条の三の四 国は、学校給食供給計画数量に相当する数量の国内産の牛乳の学校給食への供給の円滑化を図るため、国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業について援助する等必要な措置を講ずるものとする。

第二十四条の四第一項中「第三条第二項の酪農振興計画の実施及び酪農経営改善計画を」を「第二条の四第一項の認定に係る市町村酪農近代化計画の実施及び第三条第二項の集約酪農振興計画」に改め、同条第二項中「国」の下に「及び都道府県」を加え、「第三条第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施するため必要な資金」を「第二条の四第一項の認定に係る市町村酪農近代化計画及び第三条第二項の集約酪農振興計画の達成のために必要な助言、指導、資金」に、「その他必要な奨励措置を講ずる」を「その他の援助を行なう」に改める。

第二十四条の四の次に次の一条を加える。
(酪農近代化基本方針等と酪農振興に関する施策)

第二十四条の五 農林大臣及び地方公共団体の長は、酪農振興に関する施策を実施するに当たつては、農林大臣にあつては酪農近代化基本方針、都道府県知事にあつては第二条の三第一項の認定に係る都道府県酪農近代化計画

及び第三条第二項の集約酪農振興計画、市町村長にあつては第二条の四第一項の認定に係る市町村酪農近代化計画に即してしなければならない。

第二十九条中「又は第十四条の規定による届出をせず、又は」を「若しくは第十四条の規定による届出をせず、若しくは」に改め、「届をした者」の下に「又は正当な理由がなく第二十一条第四項（第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による出頭の要求に応じなかつた者」を加える。

(土地改良法の一部改正)

第二条 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第八十五条の次に次の一条を加える。

第八十五条の二 地方公共団体、農業協同組合連合会（以下「地方公共団体等」という。）は、政令の定めるところにより、当該地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益している土地で当該地方公共団体等の第三条に規定する資格に係るものについての農用地造成事業を国又は都道府県が行なうべきことを、（当該農用地造成事業の施行に係る地域内にある土地を権原に基づき使用し及び収益している地方公共団体等が二以上ある場合にあつては、当該関係地方公共団体等が共同して）国営土地改良事業にあつては農林大臣に、都道府県土地改良事業にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

2 前項の地方公共団体等は、同項の規定による申請をするには、省令の定めるところにより、その申請書に同項の農用地造成事業の計画の概要及び当該農用地造成事業により生ずる土地改良施設（省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を記載した書面を添附し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道

府県知事に提出しなければならない。

第八十六条第一項中「前条第一項」を「第八十五条第一項又は前条第一項」に改め、同条第二項中「前条第二項の規定により公告のあつた事項」を「第八十五条第二項の規定により公告のあつた事項又は前条第三項の申請書に添附された書面に記載された事項」に、「当該公告のあつた事項を記載した書面」を「書面」に改める。

第八十七条の二第二項中「第八十五条第一項」の下に「又は第八十五条の二第二項」を加える。

第八十七条の三第一項中「前条第一項の規定により定められた」を「第八十五条の二第一項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業に係る土地改良事業の計画並びに前条第一項の規定により行なう」を「第八十五条の二第一項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業並びに前条第二項の規定により行なう」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第一項」の下に「又は第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 国又は都道府県が第八十五条の二第一項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業に係る土地改良事業の計画につき土地改良事業の施行に係る地域を変更することにより新たな地域をその農用地造成事業の施行に係る地域の一部とすることができるのは、その新たに当該農用地造成事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地を地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益している場合でその土地が当該地方公共団体等の第三条に規定する資格に係るものである場合に限り、その限りとする。

5 農林大臣又は都道府県知事は、第八十五条の二第一項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業に係る土地改良事業の計画

につき土地改良事業の施行に係る地域その他省令で定める重要な部分を変更しようとする場合には、あらかじめ、省令の定めるところにより、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項を示して、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域内（その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）にある土地について権原に基づき使用及び収益をしているすべての地方公共団体等の同意を得なければならない。

第八十八条第一項第四号中「第八十五条第一項」の下に「若しくは第八十五条の二第一項」を加える。
第二百二十二条第二項中「第八十七条の四」を「第八十七条の三第六項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の酪農振興法（以下「旧法」という。）第三条第一項の規定により集約酪農地域として指定されている区域は、改正後の酪農振興法（以下「新法」という。）第三条第一項の規定により集約酪農地域として指定されたものとみなす。

3 前項の規定により集約酪農地域として指定されたものとみなされる区域についての旧法第三条第二項の酪農振興計画は、新法第三条第二項の集約酪農振興計画とみなす。

4 前項に規定する区域についての新法第六条の規定の適用については、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日（その日までに新法第二条の三第四項の規定による都道府県酪農近

代化計画の公表のあつた都道府県の区域内のものについては、その公表の日から起算して三十日をこえない範囲内において農林大臣が都道府県知事と協議して告示で定める日までは、同条第一項中「第三条第四項各号」とあるのは「酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の第三条第四項各号」と、同条第二項中「又はその集約酪農振興計画が、第二条の三第一項の認定に係る都道府県酪農近代化計画に即しないものとなり、若しくは」とあるのは「又はその集約酪農振興計画が」とする。

理由を説明申し上げます。
近年におけるわが国の酪農の発展は、まことにめざましいものがありますが、近時わが国経済の高度成長、開放経済体制の進展、農業全体の構造変化等酪農を取り巻く諸情勢は急速な変化を示しつつあります。また、酪農自体としても、その経営規模は漸次拡大しつつあるといえ、なお一般に零細であり、飼料自給度も低く、全体として生産性、収益性は低い状態にあります。

また、生乳の流通加工面におきましても、生乳取引の公正と安定の確保、集乳路線の整備、乳業の合理化等数多くの解決しなければならない問題をかかえている状況であります。

公共団体等が使用収益している土地につき、当該団体等の申請に基づき、国営または都道府県の農用地造成事業を行なうことができる旨の規定を設けることといたしました。

5 この法律の施行の際現に旧法第八条（旧法第十八条の三において準用する場合を含む。）の規定により行なわれている草地改良事業又は災害復旧事業については、なお従前の例による。

さらに、最近におきましては、生乳生産量の伸び率が鈍化しており、今後予想される牛乳乳製品需要の増大を考慮するとき、これからの需給の逼迫が懸念されております。

その第一は、酪農近代化計画等に関する制度の新設であります。生乳供給の安定的な増大、適地適産による近代的な酪農経営の育成及び集乳等の合理化を計画的、かつ、効率的に推進していくため、国がこれらに関し酪農近代化基本方針を定め、これに即して都道府県及び市町村が酪農近代化計画を定め、これらの計画に基づいて今後酪農に関する各種の施策の重点的実施をはかろうとするものであります。

以上がこの法律案を提案する理由及びその主要内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

6 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「同法第十八条」を「酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条」に改める。

第二は、現行の集約酪農地域の制度につきましても、最近における酪農情勢の変化に対処し、酪農近代化計画制度との有機的な関連を考慮しつつ、生乳の濃密生産地としての性格を明確にし、指定基準等に所要の改正を加えたこととあります。

○榎垣政府委員 酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案につきまして、補足して御説明申し上げます。

附則第二十三項中「同法第十八条」を「酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条」に改める。

第三は、生乳等の取引に関する紛争の適正かつ迅速な解決に資するため、契約の更新に関する規定を整備するとともに、紛争の当事者の出頭義務に関する規定を設けたこととあります。

第四は、国内産の牛乳の学校給食に関する規定を整備したこととあります。国内産の牛乳の学校給食への供給事業は、酪農の振興をはかるためにも、児童、生徒等の心身の健全な発達に資するためにもきわめて重要な対策であります。今後学校給食への供給量を逐年計画的に増大させる方針のもとに、酪農近代化基本方針に即して学校給食供給目標を策定し、かつ、毎年度学校給食供給計画数量を定めることとし、さらにその供給を円滑化するための援助措置に関する規定を設けました。

○坂田（英）委員長代理 引き続き補足説明を聴取いたします。榎垣畜産局長。

最近における酪農事情の推移にかんがみ、酪農の健全な発達を促進するため、酪農近代化基本方針及び酪農近代化計画の作成、国内産の牛乳を学校給食の用に供することを促進するための措置等に関する規定を設けるほか、集約酪農地域の制度等につき所要の改正をするとともに、地方公共団体等が権限に基づき使用し及び収益している土地につき、当該地方公共団体等の申請に基づき国又は都道府県が農用地造成事業を行なうことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

以下、この法律案の内容につきまして説明申し上げます。

まず、酪農振興法の一部改正について申し上げます。

この法律案を提案する理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、ここでは省略することといたし、以下この法律案の主要な内容を御説明申し上げます。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

酪農振興法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条に改める。

いて一貫性を確保いたしますとともに、各段階におけるこれら各種施策の重点的、総合的な運用をはかり、酪農の当面する重要問題の解決を計画的、効率的に進めることをねらいといたしてあります。そして、このねらいを達成するため、農林大臣及び地方公共団体の長が酪農振興に関する各種の施策を実施するにあたっては、これら酪農近代化計画等に即して行なうべき旨を明定いたしますと同時に、従来計画を実施するために必要な国の助成等に関して設けておりました規定につき、新たに都道府県も各種の援助を行なうようにつとめなければならぬ旨の規定を追加することといたしました。

なお、従来一定の市町村が定めることができることとされておりました酪農経営改善計画に関する制度につきましては、これをさきに述べまして市町村酪農近代化計画制度に発展的に吸収することとして、従来の制度は廃止することといたしました。

第二に、現行の集約酪農地域の制度につきましては、最近における酪農情勢の変化に対処し、これを第一に述べました酪農近代化計画制度との有機的な結びつきのもとに有効に活用するため、所要の規定を整備することといたしました。

集約酪農地域の制度は、周知のとおり、特殊な生産物である生乳の性格にかんがみまして、一定の地域において濃密な乳牛の飼養密度を持った生乳の供給地域を育成し、生乳の集荷処理加工を効率的に行ないつつ酪農の振興を進めるために設けられたものであります。今日、乳製品工場の処理能力の向上とあいまってわが国乳製品の国際競争力の強化をはかり、また、生乳の集荷及び輸送の効率化により大消費地を中心として急増している市乳需要に対して円滑な供給を期するため、この集約酪農地域の制度を有効に活用することはますます重要となつてきております。

そこで、今回の改正におきましては、まず、集約酪農地域の生乳の濃密生産団地としての性格を法文上明確にいたしました。また、集約酪農地域の

の指定基準並びに振興計画の計画事項及びその具備すべき要件の改正についてであります。今後における生乳の濃密生産団地の形成は、単に地域内において乳牛飼養頭数の増加をはかっていることのみによつてではなく、乳牛飼養規模の拡大、飼料自給度の向上等の基盤の上に立つ近代的な酪農経営の育成を通じてこれを推進していくことが必要であると考えられます。したがって、このような生乳の適地適産による濃密生産団地が集約酪農地域であるという考えに立つて、指定基準を改めるとともに、第一に述べました酪農近代化計画制度との有機的な関連を考慮しつつ、集約酪農地域の振興計画の計画事項及びその具備すべき要件に関する規定を整備することといたしました。

なお、集約酪農地域における草地造成等の事業の手續に関する規定は、後に申し上げます土地改良法の関連規定の強化に伴ひましてその使命を全ういたすことになりまゝので、これを改め、国及び都道府県が、集約酪農地域における草地造成等の事業の推進につとめるべき旨の規定とすることといたしました。

第三に、生乳等の取引に関する規定の整備をはかることとしたこととあります。

生乳等の取引に關しましては、すでに、現行の酪農振興法に、生乳等取引契約の文書化、生乳等取引契約にかかる紛争についてのあつせん、調停等につきまして規定がございまして、しかしながら、生乳等取引契約の存続期間が満了した場合につきましては規定がなく、契約当事者が更新の意思を持ちながらもその表示をしないときの契約関係が非常に不明瞭となつております。そこで、生乳等取引契約の継続性にかんがみ、契約当事者がその存続期間の満了の一定期間前までに別段の意思表示をしないときは、当該契約が一月間延長される旨の規定を設け、契約関係の明確化と契約の更新に伴う紛争の円満な解決をはかることといたしました。

また、現行の生乳等取引契約にかかる紛争の調停に關する手續規定中には、紛争関係者に出席を

義務づける規定はございせんが、過去における調停の経過に徴し、さらには労働関係、建設工事関係の紛争にかかる調停手續の規定をも参考といたしまして、紛争関係者の出席義務に関する規定を設け、紛争の適正かつ迅速な解決に資することとした次第であります。

第四に、国内産の牛乳の学校給食に関する規定を整備することとしたこととあります。

現在、酪農振興法第二十四条の三におきまして、国内産の牛乳の消費の増進措置の一環として、国内産の牛乳の学校給食への供給を促進すべき旨が規定されており、畜産振興事業団が畜産物の価格安定等に関する法律に基づき、国内産の牛乳を学校給食に供する事業につきその経費を補助いたしております。

この牛乳の学校給食への供給事業は、生乳の飲用向け消費比率の向上をはかるためにも、また、児童、生徒等の心身の健全な発達に資するためにも、きわめて重要な措置であります。そこで、今後、この牛乳の学校給食への供給量を逐年計画的に増大していくことを目的として、農林大臣が、文部大臣と協議の上、第一に述べました酪農近代化基本方針に即して学校給食供給目標を定め公表するとともに、この学校給食供給目標に即して、毎年度、学校給食供給計画数量を定めることと

し、さらに、その供給の円滑化をはかるための援助措置に関する規定を設け、国内産の牛乳の学校給食を制度的に広範かつ円滑に実施することとした次第であります。

つぎに、土地改良法の一部改正について御説明申し上げます。国営または都道府県営による草地造成事業に関する規定を整備することとしたこととあります。

草地造成事業につきましては、現行土地改良法上、農用地造成事業としてその実施手續に関する規定が設けられていたものであります。酪農の生産性の向上のための施策の一環として、昭和四十年から、国営草地造成事業、農地開発機械公団による共同利用模範牧場の設置事業を新たに実施

することとする等積極的にその推進をはかることといたしておりますが、このためには、公有地等における草地の共同利用、乳牛集團育成等を目的とする大規模な草地造成事業についての法制を整備し、これが促進をはかる必要がありまゝ。

よつて、地方公共団体、農業協同組合または農業協同組合連合会が使用し収益する権利を有し、かつ、土地改良法第三条に規定する資格を有する土地につき、これらの者の申請により国営または都道府県営による農用地造成事業を行なうことができることとし、その申請手續、適否の決定土地改良事業計画の策定、計画の変更等の規定につき所要の改正をすることといたしました。

以上をもつてこの法律案の提案理由の補足説明といたします。

○坂田(英)委員長代理 本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○坂田(英)委員長代理 次に、笹山茂太郎君外二十三名提出、競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。東海林稔君。

○東海林委員 今回笹山茂太郎君外二十三名から提案されました競馬法の一部改正は、条文としては、御承知のように、附則を改正して、市町村営の競馬の施行期間をさらに三カ年延長するといふ、きわめて簡単な条文ではあります。現在の地方競馬の施行の現情並びに三年前に競馬法を改正した際の経過等から見まして、いま突如としてこういう改正案が議員立法という形で出てきたことにつきましては、きわめて理解しがたいものがございますので、提案者並びに自治省当局、農林省当局にお尋ねをいたすわけでございます。御承知のように、この地方競馬は、昭和二十三年の競馬法制定の際に、戦災を受けて非常に財源に困つておる市町村に対して、一時的に財源を付与するというような点から、市町村の施行を認め

ることになり、さらに昭和二十六年に、競馬場所在地の市町村においても、たとえ道路の整備、その他環境整備等に、特に競馬場があるために支出が必要だというような観点から、この施行を認めるというところでできたわけですが、しかし、すでに終戦後十数年を経た今日におきましては、そういう当初の情勢とは非常に変わつてきているわけでございます。三年前のこの競馬法の改正は、これまた周知のように、公営競技調査会への答申に基づきまして、競馬とか競輪、ボートレース、オートレース、こういういわゆるギャンブルは、なるべくこれを抑制していくという立場に立つて、将来これはあまり奨励はしないのだ、と同時に、その厳正な施行を期する、そして大衆の健全なるレクリエーションという方向にこれを持っていく、こういうような趣旨で改正がされたわけですから、それで、施行者につきましても、原則として中央競馬会と都道府県ということにして、

るのでありますが、自民党の皆さんは賛成されておる。当時すでに市町村全部についてこれをやる必要がないという政府の提案説明を了承して、賛成して通しておられるはずなのに、いまた三年後の今日になって、従来やっておったものは全部これを認めなければならぬということは、何としてもわれわれは納得できないのです。先日の提案の説明を見ますと、現在競馬をやっておる指定市町村は、多くは大都市あるいは大都市周辺の市町村である、そこで、きわめて緊急かつ多額の財源需要を必要としている、しかもこのような財政需要は地方交付税等の通常財源付与ではなかなかまかなない切れないから、延ばす、こういうようなことが書いてあるのですが、われわれは全く理由にならなと思うのです。そこで、前回の競馬法の改正の際の経過から見て、この点はわれわれは納得ができないのでありますが、その点についての御説明をいただきたいと思ひます。

○谷垣議員 提案者を代表しまして、お答えをいたしたいと思ひます。

東海林委員の御質問並びに御意見にございましたように、この現在問題になっております競馬法の一部改正は、三十七年に、公営競技調査会が行ないました答申をもとにいたしまして、政府から提案をいたしたものでございます。当時の政府提案等の説明並びにその後の本委員会における質疑を通じて明らかになっておりますように、戦災復興等の原因、これが戦後すいぶんたちました当時の時点におきまして、それを理由にしてやるのにはいささかもう古い、それよりも、市町村の経営などというよりも、府県営というようなものを主体にして考えていくほうがいいのではないかということとが、三十七年ときの改正の理由であったと思ひます。これはだいたいま東海林委員が御指摘になりましたとおり、私たちも当時の提案理由に私たちが賛成いたしました態度そのものの、基本的な態度におきましては、これは変わっておりません。また、東海林委員の御指摘のとおり、私たちも、その点につきましては、意見を異にしているわけ

ではございません。ただ、現実の問題といたしまして、最近におきまする地方財政の状況というものの、この現状を見ました場合に、確かに、最近におきまする地方財政の状況が、経済界の不況等の状況もございましょうし、また片一方、産業基盤の整備でありますとか、あるいは文教施設の問題、生活環境施設の増強等のような形におきまして、ことにこの競馬の益金を収入源といたしておりました市町村、これは先ほど御指摘のように、

海林委員のおっしゃいました理由そのものにつきましては、私たちは何ら不同意ではございません。そのとおりの意見でございますが、願わくは、非常にきびしい嚴父の立場で言われるのに加えて、この事情に対しまして、いわば慈母としての立場で若干の余裕を与えていただきたい、これが提案をいたしました本旨でございますので、何とぞひとつ御了承をお願いしたいと考える次第でございます。

○東海林委員　市町村財政が全般的に苦しいということは私も認めます。しかし、これは根本的には、政府の市町村財政に対する指導なり財源付与ということがきわめて不適当である、そういうことが原因なのです。その点は十分与党にも反省して、もらわなければならぬと思います。

と同時に、私はここでもう一つ質問したいのは、全般的に苦しいのはわかるが、現在競馬をやっているところだけが特に苦しいということにはなかなか了解しかねるわけです。この説明によりますと、現在競馬をやっている市町村が百二十八です。三年前は百三十五であったわけです。しかし、全体の市町村から見れば、わずかに四割程度なんです。それで、いまの改正された競馬法によりますと、地方競馬を都道府県でやった場合には、これを県下全部に配分する。さらに中央段階にも一回六千万円以上売れるところについてはある程度の金を吸い上げて、競馬をやっていないところの都道府県にもこれを配分して、そうして競馬の益金を各市町村に均てんして、これを活用するということになっているわけであります。そこで、こういう四割程度の市町村にだけいつまでもこういう措置を認めておくことは、これは私は、この市町村間における財政施策の均衡を期する、公正を期するという点から見ても、まことに不合理である、こういうふうに考えますし、また、こういうことをやっているから、いつまでも市町村財政の根本的な確立ということがあっては阻害されている、このようにまで思うわけですが、その点についての御説明をお願いします。

○谷垣議員 お説のとおり、全市町村におきまする四〇の市町村がこういう対象になっておることは、御指摘のとおりでございます。先般の法律改正の場合も、いわば均衡化、公正化をはかるという意味におきまして、市町村の経営を府県に直していき、こういう対象が出たわけでありまして、私たちもその点につきまして根本的な反対意見を持つておるわけではなく、むしろ賛成の意見をもつておるわけでございます。ただ、四〇という数は、全体の市町村に比しましてきわめてわずかなものではございますけれども、しかしながら、先ほど申し上げましたように、この四〇に該当いたしております市町村自体は、実は主として大都市周辺あるいは地方の中心都市というふうな、いわば社会開発と申しますか、文教施設あるいは産業設備、生活環境の施設等の特に需要の多い地帯でございます。そういう特殊な事情がございますので、したがって、これに對してこの際考へてやる必要があるのではないかとこの趣旨でございます。もちろん、先ほど御指摘になりましたように、全体の市町村に公平に財源等を考えるべきだという趣旨につきましては、これは私たち何れも東海林委員の御意見に對して不同意のものではない。それはそのとおり賛成をいたしておる次第でございます。それが、数は少ないけれども、四〇の市町村にとりましては、現実問題として、財政収入の三割、四割というふうな、非常に高い比率を占めておる財源でございまして、今日たまたまの状況としてこういうような改正をお願いいたしておる、さうなことでございまして、いろいろまだ地方財政の詳しいことは私も十分存じ上げぬところがございますが、提案の理由はそういうことでございまして、自治大臣は御忙しいいそうでありまして、提案者に対してはあとで伺うことにし、自治大臣にお伺いいたします。

きわめて不十分だったために、こういう変な形のものが出てきたので、非常に遺憾に思つておるわけですが、まず第一に、これまで三年間、こういうような点について、自治省としてどういう指導をしてきたかという点をお伺いしたいのです。というのは、私どものところに、この問題で多数の市町村から陳情にまいりました。その中には、これはとほけて言うのかどうかわかりませんが、こういう改正をされたことは最近まで知らなかった、急にこれだけの財源がなくなつてしまつては困るというようなことを言われる方もあるわけでありまして、法律でこういうことが三年前にきまつたのですから、知らなかったというような理由も通りますが、知つておつたとして、こういうことについて善処しなかつたことも、これは市町村自体にも問題があるが、常にその指導監督に當つておられる自治省に對して、まことに私ども遺憾にたえないわけでありまして、三年前のこの提案の際にも、これは自治省当局の説明ではありましたが、そのときの農林省の説明によりますと、三カ年間に十分に指導して善処したいのだという趣旨の答弁もあつたわけでありまして、その点、まず大臣から、自治省はどのように責任を感じておられるか、またいままでのように指導してきたかということをはつきりしてもらいたいと思ひます。

○吉武國務大臣 この地方競馬につきましては、法の趣旨に基づいて、できるならば廃止したいと思つて、いろいろ指導もしてまいりましたが、御承知のように、最近地方財政が、税の鈍化その他非常に窮屈になつてまいりましたので、勢いいますぐこれをやめると、市町村の財政に相当困難を來たすやうなことになるので、したがつて、ただいま御提案になつたやうな次第でございまして、

に遺憾な点があるから、そういうことになつておると思ひます。しかし、ただいま提案者にもお聞きしたのであります。現在やつておるのは全体の四〇です。これはむしろ市町村間における財源の公平を期する意味からも、いつまでもこういうことを認めておくことは、私は非常に問題だと思ひます。また、こういうことをやつておるからこそ、市町村財政の健全な確立ということもかつて妨げられるのじゃないか、こういうことをいま提案者にもお伺いしたのであります。その点についての大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○吉武國務大臣 御指摘のとおりでございます。この指定した市町村だけというわけにもまいりません。ほかのところでも財政上困つておるやうな事情もございしますが、できるだけ早い機会にこの市町村の競馬はやめていきたいというつもりでございますが、ただ、いまここですぐやめると困りはしないか、こういう感じを持っております。

○東海林委員 そこで、これは大臣でなくともけっこうですが、現在一条の二項によりまして再指定の申請をされておる市町村がどの程度あるか、その点をお伺いいたします。

○柴田政府委員 現在、私どものほうには、現在やつております市町村は、ほとんどすべて再指定の申請をいたしております。

○東海林委員 それは、特に現在やつておるところで苦しいところは再指定ができるということになつておるのですから、それでそういう点は解決できると思つておりますが、そこはどうですか。

○柴田政府委員 現行法の規定から言いますならば、そのうちで再指定が可能なのは四十九市町村でございまして、残りは法条に照らしまして再指定ができないということになっております。

○東海林委員 私は、大臣にお伺いしますが、もし政府当局でほんとうにそういう措置が必要だというのなら、なぜ政府の責任においてそういうことを提案しないか、その点を大臣からはつきりお聞きしたい。

○吉武國務大臣 政府といたしましては、法の趣

旨に基づいて、できるだけ早くこの市町村の競馬をやめたいということでございますから、したがつて、政府は提案いたしませんでしたが、実は情は先ほど申しましたように、地方財政が最近非常に窮屈になつております。さうな次第でございまして、

○芳賀委員 関連して、大臣にお尋ねしますが、ただいま同僚東海林委員の質問に對する答弁は不明確なんです。そこで、もう少し明らかにしてもらいたいのは、与党の議員提案である競馬法の改正については、政府として行なうべきであつたというふうな現在はお考えになつておるかどうか、その点明らかにしてもらいたい。政府として必要であると現在の段階では考へておるのかどうか。

○吉武國務大臣 先ほど申しましたように、政府といたしましては、できるだけ早い機会に市町村の競馬はやめたいという趣旨に変わりはございせん。けれども、最近の地方財政の実情は、先ほど申しましたように、非常に逼迫をしておりますので、議員立法のこの法案につきましては、私は、時宜に適しておる、かように存じておるわけでございます。

○芳賀委員 そういふ人ごのやうなことでなく、いいですか、議員から提案された法律が審議が進行で採決をする前には、内閣は必ずこの法案に對して賛否の意見を述べなければならぬということになつておるわけですね。ですから、まだ審議がやつと始まつたばかりだから、これは今国会中に審議が終了するかどうかわかりませんが、しかし、いずれの時期か、内閣としての考へ方を明らかにしていただければならぬ。その場合、あなたも、しかも与党提案のこの法律案に對して、その趣旨に賛成であるか反対であるかということ、これはもう頭の中に整理しておかなければならぬのです。いいですか、あなたの意見を聞いておると、なるだけ早い機会にやめたいと思つ、しかしいまは必要であるというやうな、あいまいな答弁では、いづれに考へがあるか、わからぬで

すね。ですから、この際、明確に、政府の立場において、この種の改正というものは政府は必要と認めておるかどうか、その点を明らかにしてもらいたい。

○吉武国務大臣 先ほど申しましたように、政府といたしましては、方針としては、できるだけ早くやめたい方針ではございましたが、この地方財政の現段階におきましては、いま直ちにやめることは無理であろう。そこで、議員立法で出しましたこの法案につきましては、政府としては賛成をいたす次第でございます。

○芳賀委員 それでは政府が必要と認めた場合は、内閣提出とされたらどうですか。もちろん、国会は立法府だからして、むしろ議員に立法権の主体があることは当然ですが、最近の政府あるいは与党自民党の關係を見ると、与党である自民党が単独の提案はしない、政府のごきげんを伺って、政府が必要であるというものについては政府に出してもらって、それに無条件で賛成するというのが、いまの与党自民党の方針のようです。しかし、たまたま与党の立場においても議員の立場で立法権を用いて提案されたという趣旨には、われわれは賛成するものです。問題は、中身において、こういうものをわざわざ議員立法の權威にかけて出す必要があったかどうかということは、われわれとしては非常に疑問を持っています。この程度の軽微なものであれば、何も議員が出すというものではなく、むしろ、与党である自民党が政府を擁護して出させるぐらいの力がなければいけないのじゃないですか。一体、これは自治大臣としてどう考えているのですか。

○谷垣議員 いずれ自治大臣のほうから御答弁があると思いますが、提案者としてしまして申し上げたいと思います。

私たちは、前回の三十七年におきます本法の改正の際に、いろいろここで議論をされ、またその経過もよく承知いたしておりますし、私たち自身、この前回の改正、つまり、現行法に對しまして賛成をいたしておるわけでありまして、今度こう

いう延長の法案を出しましたのは、先ほど来申し上げておりますように、その後の事情が変化をしておるし、また、その現在の状況が、現実この指定を受けております町村の財政状況から見まして、延ばさなければならぬという判定をいたしまして——これは前の法律の精神そのものを何も私たちは否定しておるわけでは決してございませ

ん。ただ、こういうふうな一つの理屈で割り切れない現状認識の上に立ちまして、こういう提案をいたしたわけでありまして、政府のほうで提案するしないという問題は、これはまた政府の判断でございまして、私たちが申し上げる必要はないと思

います。私が申し上げる必要はないと思

います。私が申し上げる必要はないと思

います。私が申し上げる必要はないと思

います。私が申し上げる必要はないと思

います。私が申し上げる必要はないと思

ば、かつてに政府委員が発言するなんということではできないですよ。よその委員会はどうか知らぬが、もう少し衆議院規則やそういう規程をよく調べてやってみるわいなと……。

○吉武国務大臣 ただいまの御質問に對しましては、私はわかりませんので、政府委員からお答えをさせます。

○柴田政府委員 旧法が生きておりますれば、現在旧法に基づいて指定されております市町村がほとんどであります。新法に基づくものは、たしか一カ町村だったと記憶いたしております。したがって、その程度のものが今日なお必要である。なお、今後におきましてどういうことになるかというところになりますれば、市町村の事情によりましていろいろ変わってこのようかと思ひますけれども、これはその数字と大同小異だろうというふうに考えます。

〔坂田(英)委員長代理退席、委員長着席〕

○芳賀委員 そこで、大臣にお尋ねしますが、それは旧法の第一項の規定というものは、これは市町村財政が困難であるということと理由に

して地方競馬を開催するということと許してないわけですね。そうでしょう。当然の理由に基づいて、これこれの理由に基づいて開催できるとい

うことになっておるわけですね。それで、その改正前の第一項の規定というものはどういふもの

に全面的に、提案された改正のような趣旨に沿って行なうべきかどうかということは、非常に問題があると思うのです。そうお考えになりませんか。地方財政が困難だからもう少し延ばして

うというの理由にならないでしょう。はなはだしい災害を受けてそれを復興するための特殊財源の措置として、この種の地方競馬というものを自治庁長官が、いま大臣ですが、認めるということになっておるわけで、抽象的な、これをやめた場合には財政が困難になるから、気の毒だとかかわいそうだということとは、これは理由にならぬと思

うのです。そうじゃないですか。

○吉武国務大臣 御指摘のようではございすけれども、この中にありますように、「著しく災害を受けた市町村」というのは、前のいわゆる戦災も引き受けまして、そのあとの問題として、いまこれを直ちにやめまして、その市町村が困る、こ

ういうふうなひとつ御理解をいたしたいと思ひ

ます。

○芳賀委員 それは改正前の法律を引用して、私が言っただけですが、そこで、今回改正案が出されないで、いわゆる旧法の第一項の規定を新法の規定とみなすという点が改正されない場合には、三月三十一日、今月一ぱいでこれは消滅するわけですね。消滅した場合に、今度は地方競馬を行なうことができない市町村が、百二十八

ても対案を用意して、あるいは当該市町村に対しては事前の指導等を行なつて、変化が生じないようにするというのが当然じゃないですか。そう考へていなかったのですか。

○吉武国務大臣 先ほど申しましたように、私もいたしましては、できるだけ改正の趣旨に沿うて廃止をしていこうというつもりでおりまして、けれども、御承知のように、昨年ごろから急に地方財政の伸び悩みになってまいりまして、状況は苦しくなつてきたのでございます。やめたらどうなるかというお話でございますが、やめたらどうで、この御提案に對しましては、私もはやむを得ないということで賛成をしてゐるわけであり

○芳賀委員 やめた場合の状況、地方競馬が四月からでなくなつたという状態は、従来地方競馬を開催しなかつた町村と大体同様の状態になるということは言へると思うのです。全国の市町村が一斉にやめて、一部のものだけができないというのであれば、そこに不均衡を生ずるが、ほとんど九割以上の大部分の市町村というのは、こういうものに依存してゐなかつたわけでは、ない。自分の市町村の区域内に競馬場の施設を全然してゐない。それで、五十キロも百キロも遠方の都道府県に設置を認められた競馬場というものを使用して開催してゐる。ですから、その開催権を持った市町村は、自分の市町村の住民に對しては開催しても競馬を見せることはできないでしよう。町村で旅費や何かを支給して行つて見てくださいということになれば、ひまな人は行くかもしれないが、所在地域に競馬場の施設がない、遠隔の地で開催して、そこから一定の馬券発売による利益を市町村財政の特殊財源として確保する手段にしかこれはすぎないわけなんです。こういうやり方というものは、どうばや詐欺でなければ、どこからでも収入の道があればやらないというようないですか。そこに問題がある。問題があるから、

三年前に競馬法の改正を行なつて、まず第一段階としては、市町村の区域内に競馬場の施設を持たなければならぬという点と、著しい災害等が発生してどうしてもこれに財源を依存しなければならぬという場合に限定して、認めるといふことになつてきたわけですから、将来はこれは全面的廃止の方向に行くといふことは、提案者である与党の皆さんも頭の中に入れておられると思うのです。だから、たとえば三年後においても、またこのういふことになるのじゃないですか。この三年間の自治省のような態度を持つていた場合において、またやれなくなつた場合に困るから、これを延ばすといふようなことは、繰り返し繰り返し継続されるといふことになるから、むしろこの際、

そういう改正等は行なわないで、小手先を弄しないで、やはり法律の規定どおり、三年前の国会で定めたとおりの方針でこれは行なうといふことのほうが当然である。そして自治省においては、それらの市町村に特別の財政的な困難が生じた場合においては、当然、これは交付金の措置とか、あるいは必要の場合にはそのことを理由にして特別交付金の措置等ができることではないでしよう。これはやるつもりならやれるのですよ。総理府令を改正して、自治大臣の権限でやれるのです。特殊扱いにするといふことになれば、そういう方法があるといふことを知りながら、政府にお願いしたか、与党に頼んだかどうか知りませんが、なれ合ひでこういうような安易な改正をやるということについては、われわれとしては断じて了承することができないのであります。この点について、これは自治省に一番関係のあることですから、所管の農林省であり、農林省はもと

もこのういふことには反対の態度をとつておられる。だから農林省は改正案を出さないのですよ。しかし、自治省のほうではやつてもらいたい、なかなか自治省が立案して出すわけにはいかぬでしよう。そういういきさつは、われわれは重々承知はしております。(発言する者多く、聴取不能) けしからぬじゃないですか……(発言す

る者多く、聴取不能) こういうことをやるということは、まことに自治省の無力というものを遺憾なく国民の前や国会に証明した以外の何ものでもないのではありませんか。どうお考えですか。

○吉武国務大臣 お説、私はごもっともだと思ひます。これは決して好ましい方法ではございませんので、できるだけ早い機会にやめたいという気持ちでございます。ただ、地方財政も、二、三年前までは非常に自然増収もふえて伸びてきたわけでございますけれども、急にいわゆる伸びが鈍化をして、苦しくなつてきたやうなわけでございまして、私も、そうだからといって、いつまでもこれをほうっておくといふつもりはございません。お話のごとく、できるだけ早い機会に調整をしていきたい、かように存じております。

○中村(時)委員 非常にお忙しいやうなもので、もう一点だけ、まゝ明瞭な答弁をしてもらいたい。先ほどから大臣のおっしゃるのには、少なくともこの競馬法によつて、競馬を財源にして地方財政の確立はやりたくない、早く競馬というものはやめさしていきなさいという意図は、この競馬というものがギャンブルであるといふことを内心思つておられるからだと思ふのです。ある意味で言うならば、そういうやうな姿の中で地方財政を確立するといふことは、少なくとも私はよく習慣ではないと思ふのです。そういう立場から、あなたはこれを取りやめたい、こういうふうにお考えだろ うと思ふのですが、その点を一点明確にしておいていただきたい。それから第二点は、今度の問題も、時限立法になつてゐる。時限立法といふことは、三年間において今度はあなた方が――過去のことはここでは申しませんが、少なくとも三年後において、その最終時期には、この次はこのやうなふしだらな方法での法案の出し方をしないといふ確信を持つておられるかどうか、その問題を明確にしておいていただきたい。

しては、私、ちょっといまここで申し上げかねますが、市町村の財源措置として競馬をやつて、その収益をもつて充てるというところは好ましいものではない、私はかように存じております。

したがしまして、第二点の三年後にどうするかといふことでございしますが、そういう趣旨でございしますから、私も、まあ三年後についてはこれをやめたい、これを申し上げておきます。○東海林委員 次に、畜産局長にお尋ねします。いままで私並びに芳賀委員、中村委員の提案者及び自治省に對する質問をあなたも聞いておつたわけですが、前回の経過から見ますならば、私は、農林省としてはなかなかこれには賛成しがた いのではないかと思ふのですけれども、それを聞くと非常に困るだらうと思ふから、それは聞きません。

そこで、一つ聞きたいことは、この問題について、自治省から政府提案として出してこれといふやうな御相談があつたかないか、その点をまずお伺ひします。○増垣政府委員 いままで自治省からいろいろ答弁がございましたように、自治省としては、附則七条による期間が満了いたしますと、現に地方競馬を施行いたしております市町村の財政事情が非常に困難になるという事情がございしますので、この期間の延長について、政府提案による改正案の提出を考慮してもらいたいという意思表示は、受けたことがございます。○東海林委員 そこで、意思表示があつた際に、一体、農林省としてはどういふ答弁をされたのか。たぶん断つたのだらうと思ふのですが、その見解をひとつ聞きたい。○増垣政府委員 政府側の協議、打ち合せておりますことを一々申し上げるのはいかかと思ひますが、私ももとしましては、東海林委員からのお話にもございしますように、農林省としては、三十七年の競馬法改正の當時における市町村の地方競馬についての姿勢は、基本的には変えたくないといふ考え方であるので、にわかに政府提案を行な

うということには踏み切れないという趣旨の答えを自治省に対していたしました。

○東海林委員 それでは最後に、提案者に伺います。私は、三年前にもこの改正の際に議論したように、競馬は健全な国民大衆のレクリエーションというものにして、射幸的な要素を極力排除していくというところに努力しなければいかぬ、こう思うわけです。そこで、競馬をあまりにも財源の手段として考えることは、基本的に間違っているか、こういうことを考えるわけですが、与党の皆さんとしては、そういう立場に立って、今度は地方競馬といわず、競馬全体の健全な施行、これをぜひ努力してもらいたいと考えています。その点と、今後自治省を大いに鞭撻して、地方財政が競馬によらなければ非常に困難だというような変な説明をしなくても済むように、地方財政のほんとうの確立という意味において、自治省当局を大いに鞭撻していただきたい、こう思うわけです。この提案者は与党でございますので、そういう点についての考え方といいますか、決意といえますか、そういうことを伺いたいと思います。

○谷垣議員 東海林委員の御意見には賛成でございます。ただ、一点申し上げておきたいと存じますが、地方財政の財源にすることを目的にして競馬を維持したり、あるいは拡張したりすることは邪道だと思いますが、人間やはり一種の射幸心もございまして、競馬もあれば、競輪とか、いろいろなことがあるわけでございまして、そこで、これをもし行なうならば、単に民間営利団体にやらせるよりも、地方公共団体あるいは国でやるほうが、まだ弊害を少なくして、そして所期の目的を達成するのではないかと、いうふうには私に考えております。そのような限度において御了解をお願いしたいと思います。

第二点の自治省、政府等に対する御意見は、先ほどの御意見をよく拝聴いたしておきます。東海林委員の御意見よりもいや増して、政府を鞭撻したいと考えている次第でございます。○東海林委員 どうも私の言うことに大体賛成し

ておりながら、しかもこの法案を出すという点について、いろいろと質疑を重ねたのですが、私は、提案者並びに自治省、この両方の答弁については納得できません。畜産局長の答弁だけは了承できます。しかし、これ以上質問を重ねても、これは現在の市町村競馬に対する認識なり考え方の違いだと思えますから、質問はこれで打ち切ります。

○濱地委員長 中村さん。

○中村(時)委員 まず最初に言っておきますけれども、実際にこの競馬法の一部改正が自民党から出てから、質疑応答というものは一回もやっていない。きょう初めてやっている。初めてやっているのかかわらず、いきなりこれをわあわあしているのは、どういう意味なのかわからない。当然十分な質疑応答があつてしかるべきだ。それが一つのルールだと思ふ。

それをまず前置きしておいて、時間の関係もあるでしょうから、二、三点だけにとめておきますが、まず第一点に、先ほど自治大臣にもちよつと関連して言いましたように、提案者であるあなたが、競馬といふものがギャンブルであるのか、あるいはあなたは畜産局長をやつていらつした方が、これがスポーツの振興といふような考え方を持っていていらつしたのか、一体どちらの考え方を持っていていらつしたのか、これを少なくとも明確にしておいていただきたい。

○谷垣議員 中村委員も非常に競馬の愛好者であらうと思ふので、這般のお気持ちにはよく察していただけたと思うのでありますが、これはやはり方によりまして、確かに非常にすぐれた大衆のレクリエーションになると思ふ。ただ、その中に、えてして一種のギャンブルと申しますか、そういうことに淫して、いろいろな弊害が起きているといふことも、これは認めなければならぬと思ふ。そういうような弊害をできるだけ除去して、健全な大衆のレクリエーションに持つていくということが、競馬の今後進むべき道だと思ふ。意見として申し上げておきます。

○中村(時)委員 ところが、競馬法にはちゃんと書いてある。畜産の振興並びに品種の改良ということによって、競馬といふものが認められておる。レクリエーションといふのは、あなたから初めて出てきたことばなんです。昔河野農林大臣がいらつしたときに、この競馬法の一部改正をめぐって、御存じのように、そのために、種馬といふのは牝馬か牡馬かどちらなんだというやうな問題まで起こしたのは、あなたも御存じのはずなんです。そういうやうに、本質はレクリエーションといふ問題ではないのです。畜産振興が本質になつてはいるはずなんです。だから、よくそういう点を考えて御答弁をお願いしたいし、また提案をされる場合も、自治大臣はおそらく内心にはギャンブル的行為である、あなたはそれをなるべくすみやかに直していききたい、こうおっしゃるのですから、直すといふことをこの次の競馬法のときには明確にしておいていただきたいと思ふ。

それで、次に問題としてお尋ねしておきたいのは、自民党がこの提案をされたのですが、実はこの前の三十七年には政府提案になつてゐるわけですね。政府提案となつてゐるならば、そういうたてまえからいっても、私は、当然政府提案としてやつていくのがほんとうでないかと思ふわけです。もちろん、あなたが出したことがいけぬとかいふとか、そういうことを言つてゐるのじゃないものか、その秩序としては、当然そういうふうにあるべきであつて、少なくとも自民党としては、そういう努力をしていくのが本来の筋ではなかつたか、こう思うわけなんです。もちろん、内面的には、おそらく農林省の中では出したくない、地方行政のほうでも、いま言つたやうに、わけのわかつたやうなわからぬやうな答弁で、出したくない、そこで、あなたがそれをかぶらざるを得なかつた、私はこう思うのです。あなたが自発的に地方財政上におけるところの問題にからめてこの立案をしたとは思つてないのです。そういう点を明確にしておいて、そのことが明確になれば、地方自治体にもほんとうに真剣に考える一つの骨子が生まれ

てくるのじゃないかと思ふのです。だから、そういうことは歯にきぬ着せず明確に答弁しておいていただきたいと私は思ふのです。

○谷垣議員 提案理由につきましてうたつておりますように、また再三申し上げておりますように、この三年間の限時法であつたものが、今日の現状から見ても、もう三年延期をしていただくやうに与党提案をいたしましたゆえんのは、これは私は端的に申しまして、この三年間の政府の怠慢があつたと思ふ。ただし、最近におけるいろいろな事情変化といふものを考えてやらなければいかぬと思ふのです。そういう意味でこれを提案をいたしました次第でございます。先ほど自治大臣からも返答があつたのでありますが、与党提案をいたしましたものといたしましては、これは今後の三年の範囲において、それ以後延ばすやうなことが絶対あつてはならぬ、こういうふう強く考へておる次第でございます。

○中村(時)委員 私がなぜそういうことを言うかといつたら、このやうなギャンブル行為をもつて地方財政の確立をはかるというところは、そのやうなことが容易に認められるならば、少なくともほんとうの基本から地方自治体といふものは崩壊していくのではないか。ただ人にすがりつき、政府にすがりつき、何でもかんでもすがりつくといふか、このやうなものが出てくるのではないか。基本的にみずから自立していきつたやうな姿がだんだんなくなつてくるのではないかと思ふのです。そういうたてまえからいって、こういう問題は、本来ならば本月三十一日をもつて明確にしておく必要があつたのではないか。先ほどから社会党の方々もそれを突つ込んでゐるわけなんです。当然私はそれとおりに思ふのです。そこで、いま言つたやうなギャンブル行為を基本に財政確立の内容にするといふことは、これは断じて認めるべきじゃない、私はそう思つてゐるわけです。しかし、いまここにおいて地方自治体の窮状といふ面から考へてみて、一がいにも言えぬという理由もあるでしょう。そういうたてまえから、最後に、一つ

だけ結論をつけておきたい。

それは、政府のほうは、大体今後三年間において、最終期限のときにはこういうことを二度と繰り返さないような姿勢の打ち出し方をされた。同時に、これは議員立法ですから、自民党の議員の方々も、今後三年後において、最終期限の際に二度とこういう議員立法として再提出をするようなことがないように、そういう事柄だけはあなた方自信を持って言えるかどうか、そのことをひとつ最後に聞いておきたい。

○谷垣議員 きわめて適切な御質問を受けまして、提案者といましては、中村委員のおっしゃいましたごとく、三年後におきましては、今日のことを繰り返さないだけの努力をさせて、三年以上これを延ばすようなことは絶対ない、かようにいたしたいと思えます。

○中村(時)委員 最後に、あなたは私が競馬を云々と言われましたが、私は生まれてから競馬はたった一回しかやっていません。私は大体こういうギャンブルは好きじゃない。それを明確にしておいて、質問を終わります。

○濱地委員長 本案の質疑はこれにて終局いたしました。

○濱地委員長 引き続き討論に入ります。討論の通告があります。これを許します。東海林君。

○東海林委員 私は、日本社会党を代表しまして、ただいまの競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、反対の討論をいたしたいと思えます。

ただいままでの質疑で明らかになりましたので、こまかい理由は述べませんが、簡潔に申し上げます。

まず第一点は、三年前の競馬法の改正の趣旨から見て、今回の法案はこれに反するものであるという点であります。

第二点でございますが、現に競馬を施行してお

る市町村の財政上、これはぜひ必要だというよう

な提案理由であります。しかし、ほんとうに財政上非常に困難な理由がある場合に、再指定という本文の規定もあるわけですから、それが活用されることによって、これは救済される、かように考えますから、市町村財政上の必要という理由も、われわれは認めることができません。のみならず、現に競馬をやっておられない多くの市町村との間の不均衡、不公平という点からも、これは反対せざるを得ないのであります。

さらに、このようなごく小さな財源措置をいつまでも認めるようなことは、ほんとうの意味での市町村財政の確立ということがかえって妨げられる、こういう点がわれわれが反対を行なう理由であります。

さらに、現に市町村でやっておる競馬の実情でございますが、これは必ずしも全般的に言えるところではありませんけれども、ところによりましては、市町村で非常に財源にのみきゅうきゅうとし、設備の整備でありますとか、あるいは競馬施行の公正を期するという点においてきわめて不十分な点がありまして、こういうものを存続すること、競馬全体に対する一般の信頼をなくし、競馬の健全な運営という点にも支障を来たす一つの理由になっておる。

以上の点からしまして、私どもは絶対にこのような法案を容認するわけにはいきません。反対するものでございします。

でございますので、私は、この際、提案者に御忠告申し上げたいのでありますが、採決に先立ちまして、すみやかに本法案は撤回していただきたい。このように申し上げまして、私の討論を終わります。(拍手)

○濱地委員長 これにて討論は終結いたしました。引き続き、競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

【賛成者起立】
○濱地委員長 起立多数。よって、本案は原案の

とおり可決いたしました。

○濱地委員長 この際、小平忠君より本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。趣旨の説明を許します。小平忠君。

○小平(忠)委員 ただいま採決されました競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に對しまして、附帯決議の提案をいたしたいと思ひます。(小平委員個人で出すのか、民社党を代表して出すのか)と呼ぶ者あり。民社党を代表して提案いたします。

本案は、ただいま提案者並びに政府の答弁を承りまして、きわめて重要な内容を持つ法案であります。わが党は、本案について、今後政府もあるいは地方財政を確立すべき市町村におきまして、本案の適切な運営を指向いたしますため、次のような提案をいたしたいと思ひのであります。

競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
競馬等は、本来社会的な娯楽の健全化の方向で規制するべきであるが、政府は、指定市町村の財政を速やかに確立して期間中に競馬法第一條の趣旨にもとづき、指定廃止ができるよう極力努力すべきである。

右決議する。
まことに簡単であります。以上のことを附帯決議として提案する次第であります。

○濱地委員長 おはかりいたします。
小平忠君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】
○濱地委員長 起立多数。よって、本案は附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について、政府の所信を求めます。館林農林政務次官。

○館林(三)政府委員 ただいま御決議になりました附帯決議の趣旨につきましては、政府といたしましては、十分に尊重いたしましたして、御期待に沿

いたと思っております。

○濱地委員長 なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】
○濱地委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

【報告書は附録に掲載】
○濱地委員長 午後一時まで休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後一時三十六分開議
○坂田(英)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。芳賀貢君。

○芳賀委員 昨日、畜産物価格安定法に基づきまして政府は審議会を招集されて、昭和四十年度に行なうべき原料乳並びに指定乳製品、さらに畜肉等の安定基準価格をいかにきめべきかということに對して諮問されたわけでございしますが、これは非常に重要な問題であります。特に政府がすでに提案の手續をとられた加工乳に対する補給金制度等とも重要な関係があるわけでございします。

ので、例年のこととありますが、審議会が答申を出すことに先立って、当委員会において、まず順序として、政府が審議会に諮問された事項の内容あるいは主要な資料等について、これは畜産局長からおおよその説明をお願いしたいと思います。

○館林政府委員 ただいま芳賀先生からお話がございしましたように、昨日、昭和四十年年度の、畜産物価格安定法に基づき原料乳及び乳製品並びに指定食肉の安定基準価格及び安定上位価格の決定に關しまして留意すべき事項について、畜産物

価格審議会の意見を求める旨の諮問をいたしました。

その点に關しまして、別にお手元に資料として御提出を申し上げておると思いますが、諮問の趣旨につきまして、また、前年度の答申に基づきまして政府のとりました措置並びに付帯事項及び建議について政府のとりました措置、そういうものの説明を申し上げ、かつ、最近における酪農、養豚等に關する事情についての説明を私から申し上げたわけでございます。その畜産局長説明もお手元に御参考までにお配りしてあるはずでございます。

なお、安定価格を決定するにあたりまして留意すべき事項を御審議願う御審議の参考といたしまして、「昭和四十年度畜産物安定価格算定説明参考資料」ということで、原料乳の安定基準価格の算定の方式について、算式一、二という二つの算式を審議の御参考に供してあります。

なお、乳製品の安定下位価格及び安定上位価格についても、下位価格につき二つの算式を示し、上位価格については、二つの算式とすることがあり得ないわけでございますから、一つの算式を示して、御審議の参考にするようにいたしてあります。

指定食肉でございます豚肉の安定価格決定に關します審議の参考資料といたしまして、算式について、一、二という二種類の算定方式を審議の参考として提出をいたしまして、この算式の方法、算式の考え方について、事務当局から説明を申し上げ、御質問に對してお答えをするという段階で、昨日は散会になり、明後二十六日及び引き続き二十七日に審議會を開催いたしまして、御答申をいただくという段取りになっておるわけでございます。

○芳賀委員 ただいま若干の資料が配付されたわけですが、即刻この資料を見て判断あるいは批判するということは避けたいと思ひますが、特にこの審議會に諮問される場合の基礎的な材料としてお尋ねしたいのは、三十九年度一年間における

いわゆる前年度と比べた場合の生乳の生産の事情、あるいは需給の事情、それから特に畜産全体でありますけれども、大体生乳あるいは畜産物の生産費の六〇〇近くを占めるえさの価格あるいは需給等の事情というものは、当然原料乳の価格あるいは畜産物の価格等に正確に反映さるべきものであるというふうに考えるわけでございますが、これらの重要な事情について、どういうことに動向がいまなつておるのか。その点について、必要な数字等をあげて説明してもらいたい。

○榎垣政府委員 いま御質問のございました諸点につきましては加工原料乳、指定食肉につきまして、若干ずつ事情が違つてございしますが、昭和三十九年の生産費調査、これは厳密には昭和三十八年十月から三十九年九月までの間の一年間における生乳及び肉豚の生産費の調査でございますが、その中であらわれてまいります共通の傾向は、いずれも酪農ないし養豚経営の規模の拡大等に伴います生産性の向上といひますか、コストダウンの傾向が、かなり顕著にあらわれつつあるというところであります。特に生産性の向上といひますか、コストの低下を示します生産要素のうち、飼育労働費の投入時間数が非常に減つてきつたというところが特徴でございます。一方、名目生産費としての上昇の要因といたしましては、労賃の上昇の傾向、それから自給飼料にかゝる購入飼料分の量及び価格の上昇の傾向がコストアップ、それからいわゆる機械化傾向を反映いたしまして、農具費の償却費用、そういうものの上昇が顕著でございます。これを通観いたしまして、大体三十九年度にあらわれた生産費の模様と申しますのは、これは畜産の中におきます合理化傾向、生産性の向上の傾向が著実にあらわれつつあるというふうに申し上げられるかと思ひます。

それから需給の關係につきましては、原料乳と申しますか、生乳の場合におきまして、中期経済計画において見通してあります国民消費の見込み、いわゆる需要の増高に對しまして、生産供給の面ではやや立ちおくれといひますか、供給不足

という傾向がある。これは豚肉の場合にも、食肉全体の需要と供給の關係を豚肉の背負う部分に引き直しましても、同様の傾向があるということでございます。抽象的に申し上げますと、そういう傾向が出ておるということでございますが、さらに立ち入つてのことでございますれば、私からか、あるいは担当課長も参つておりますので、御説明を申し上げたいと思ひます。

○芳賀委員 農林省の統計調査部から、三月十六日の公表にかかる昭和三十九年の生乳の生産費、それから二月二十六日公表の生乳、乳製品の生産消費量、昭和四十年一月の、これは速報でありまして、これらの統計調査部が公表しました昨年の牛乳の生産費、あるいは生産事情、消費事情等は、今回の政府が作成されました牛乳の安定基準価格の算式の1あるいは2の中でどういうようにこの現象を取り上げたか、この算式との関連で御説明願ひたい。

○榎垣政府委員 いま御質問に出ました、本年三月十六日公表の三十九年の生乳生産費に關する統計調査部の調査及び同日付で公表されました三十九年肉豚の生産費につきましては、これは先ほど申し上げましたように、統計の標本数の増加等の關係から、調査期間が三十八年十月から三十九年九月ということに相なつておりますので、ごく俗的に申しますと、三十八・五年の生産費ということに相なるわけでございますが、私どもは、この安定基準価格の算定方式に當てはめます場合の数字としましては、この調査に基づきまして、三十九年の年間の係数を引き伸ばして用ひまして、そこで三十九年の生産諸要素をつかまえ、さらにその傾向線をもちまして、四十年の生産諸要素、したがつて總計の生産費の係数を求めました上、この傾向が従前どおりの傾向であられるかどうかについては問題がありますので、四十年度の推定生産費の諸要素と、それから三十九年九月までの実績生産費との合計の二分の一、つまり、傾向といふのは半分だけをとつて、四十年度の最終の推定生産費を算出したというふうな方法で

もつて、この資料を利用をいたしておるわけでございます。

○芳賀委員 いずれにしても、この算式の一あるいは二の内容を見ても、これは従来政府が行なつていふように、最初に結論を出して、そこから逆算して生産費の各要素といふものを出しておるということにはかならぬわけですね。この点は、従来各種の審議會等においても、あるいは当委員会等においても、結論といふものを先に政府が想定して、それを出発点にした生産費の算定といふものは行なうべきではない、あくまでも積み上げ方式によつて――それは一番大きな基礎になるものは、やはり農林省の機關が牛乳あるいは畜肉等の生産費を最も近い時点に調査されたものを基礎にして、それに種々の勘案すべき事項といふものを加えて、そしてその上に農家の労働に従事したいわゆる自家労賃といふものを適正に計算して加えて、価格といふものはきめなければいけないというところは、これはわれわれが常に指摘をしておる点ですから、そういうふうな大事な点が、全然今回の審議會の諮問の内容にも採用されてないというところは、これはまことに不可解であります。

その点については、大臣がおりませんから、館林政務次官から、どうして農林委員会等で指摘した大事な点を反省の材料にして新たな正しい試算を行なわなかったのかという点について、御答弁を願ひたいと思ひます。

○館林(三)政府委員 四十年度の生乳価格並びに豚肉についての価格の決定であります。この算定方式は、いま局長が御説明したとおりでございます。はつきりと算定方式がきまつておるわけでございます。食料法に基づく生産者米価の決定と同じでございます。したがひまして、あくまでもいまのお話のように、諸材料を中心としたしまして積み上げて決定すべきでありまして、結論を先にきめて、そうしてあとでつじつまを合わせるといふような、かような考え方ではつたということとは絶対にありませんから、御了承をいただきたいと思ひます。

○芳賀委員 そうじゃないでしょう。この算式から見て、一・八七五キロ当たりすれば、端数を整理すると一・五五五五、前年同様置き置きという数字が、これは偶然に出たのか、積み上げた結果出たのか。逆算というものは、結果ではなくて、最初に五五五五というのをきめて、それに一つづつを合わせるような算式を考へてやるというのが常套手段ですから、それはいいから改めなさいということをおぼゆる機会に勧告しているわけですね。その場合には、十分御意思を尊重して考慮しますということをおぼゆる、いよいよ作業になって、審議を開いて諮問をするという場合、その政府案なるものは、全然改善されていなくて、これはいいじゃないのじゃないですか。われわれの言ったとおりによよとは言わぬが、少なくともそれに接近する努力というものは行なわれていなければ、われわれとしては、これは非常に問題として重要だと考へるわけです。政務次官からもう少し明確に伺いたい。

○館林(二)政府委員 今度諮問いたしました原料乳につきまして、たまたま去年と同じように五十五円前後になりましたことは、御承知のとおりでございます。ただ、これは偶然になったことでございまして、生産費につきましては、先ほど局長が申しましたように、コストアップする原因もありませんし、コストダウンする原因もありまして、さようなことを積み上げて、かようなことになったわけでございます。

○芳賀委員 そういうことを言われれば、少し具体的に伺いたしますが、たとえば、この統計調査部の公表いたしました牛乳の三十九年の生産費の場合には、これは生乳百キログラム当たりの第二次生産費は、もちろん全国平均であります、三千五百八十八円ということになっておるわけですね。これに占める一番大きな費用はえさ代であります。これが五五・七割を占めておるわけでありまして、大体生産費の六割程度をえさ代が占めるに至ったわけでありまして、この一番大きな生産費の中の飼料費というものは、前年度と今回発表

されました生産費との比較においては、どういふことになりまして、偶然に同じことになるのか、ならないのか。

○館林政府委員 まず、お断わりしておかないといけません。先ほどちょっと触れましたように、統計調査部の三十九年度の生産費と申し上げますのは、三十九年九月までの、年間といえ、中間の生産費でございます。三十九年の生産費を出しますためには、年間修正を加えなければならぬ。したがって、私どもは統計調査部の数字をそのまま使うことはできないということをお断わりしておきます。また、購入飼料費にたいして申し上げると、三十九年の統計調査部の実績では、千二百三十円の購入飼料費になっておるわけでございますが、三十九年の実績推定をこれで計算を進めますと、千二百八十二円という数字にのぼり、さらに四十年度の提出いたしました私どもの試算に基づきました購入飼料費は千二百九十七円ということ、数字的にも、購入飼料費の増高傾向というものは、統計の数字を追って私どもは傾向としてつかまえ、上がるべきものは上がるという計算をいたしておるわけでありまして、

○芳賀委員 ですから、統計調査部の公表した牛乳生産費のうち、この飼料費というものは、これはいま局長の言われたとおりになるのですか。三様の飼料費を言われたわけでありまして、

○館林政府委員 同じ資料でお話をしておるつもりでございますが、統計調査部発表の三十九年牛乳生産費のうち、購入支払額千二百三十円というものがございまして、それを例にとりまして、三十九年の年間の飼料費というものを推定いたしますと、さらに統計調査部の数字以上に上がる、四十年の推定をいたしますれば、さらに上がるということを御説明申し上げておきます。

○芳賀委員 そうすると、政府の諮問案によると、統計調査部の場合には、飼料費の割合が五五・七割ということになっておるが、いま局長の言われた内容からいって、この飼料費の割合はさらに

増大しておるということですか。

○館林政府委員 推定生産費の中の飼料費の割合を手元でまだパーセンテージを出しておりませんので、算定をいたさず、まだちょっとお待ち願って、後刻申し上げます。

○芳賀委員 それはおかしいじゃないですか。本日、当委員会は朝の理事会で決定したわけですから、この委員会に出席する場合の用意は不十分であるとしても、昨日の審議会の場合には、政府が事前に開催の期日をきめて、そして重要な問題に對しての諮問を行なつたわけでございますから、政府のたとえば牛乳に対する算式一、二の方式を出す場合においても、その裏づけになる資料というものがなくては、会議を招集することはできないと思う。だから、価格を最初にきめて、逆算方式でやるということであれば、何ら資料を持たないで、算式だけつくって臨めばいいが、先ほど次官が言われたとおり、そうではなくて、下から各要素を積み上げて、それに自家労働費というものを加算してきめるやり方をとつた、偶然の結果として前年と同様の結果になったというのを言われた場合には、私がいま聞きました簡単な、素朴な質問等に対して、材料がないというふうなことはおかしいじゃないですか。

○館林政府委員 材料がなくて積み上げるわけはございません。もちろん材料はあるわけでございますが、お配りをいたしておりますナンパー二の資料の二ページのQ₁P₁というところに、購入飼料費千二百九十七円、自給飼料費八百六十三円、項目別生産費が加わっておりますので、それが全体に占める比率は、この二つを加算をいたしまして、それとQ₁P₁の一番最後の欄の三千二百八十六円との比率を求めれば、簡単に算出するわけでございます。それを御質問を予想してなかったもので、すなわち、やっていないというだけでございます。まして、簡単に算出するので、ちょっとお待ち願います。たとえば購入飼料費だけでございまして、統計調査の場合には三三・三という比率になります、四十年推定生産費では三五・五と

いうふうな、購入飼料費が生産費中に占める割合が高まっているということになっております。

○芳賀委員 生産費を算出する場合は、それが自給飼料であろうが、購入飼料であろうが、結局飼料費というものが、全体の生産費の中でどれだけの割合を占めるのか、全体の生産費の中でどれだけの割合を占めるのか、これは当然出てくる数字ですから、購入、自給の合計の飼料費は五五・七割ということになっておるが、四十年の推定では、この比率よりも、生産費中のウエイトは高まっているはずでございます。(あわてないでやって、きちっとしてから答弁したほうがいいよ)と呼ぶ者あり)ただいま、三十九年は購入、自給合計いたしました飼料費のウエイトが五五・七割ということ申し上げましたが、それに対する四十年の推定生産費の中に占める飼料費のウエイトは五八・八に相なります。

○芳賀委員 それでは、その次に大きなウエイトは、飼料労働費が二四・六割ということになっておるわけですが、これは四十年推定の場合、推定してどういふことになりますか。

○館林政府委員 三十九年の実績で飼料労働費のウエイトは二四・六割でございますが、四十年の推定では二四・四割というふうな微減をいたしております。

○芳賀委員 その次に、乳牛償却費が一〇・五割ということになっているが、この点はどうなりまして、

○館林政府委員 三十九年のウエイトは一〇・五割でございますが、これは四十年推定では一〇・七割でございます。

○芳賀委員 残りはどういふことになりますか。とにかく一〇・〇にならないかならぬでしょう。

○館林政府委員 残りは三三・七割に相なります。

○芳賀委員 ちょっとやり直してください。飼料

費が五八%、飼育労働費が二四%、乳牛償却費が一〇・七%ということになると、残りはごくわずかでしよう。

○農林政府委員 七%でございます。

○芳賀委員 七%ですか、それは主としてどういうようなものですか。

○農林政府委員 その他のものは、諸材料費、直接畜力費、建物費、農具費、賃料金等がその中に入るわけでございます。

○芳賀委員 いまの御説明によりますと、統計調査部の生産費よりも、特に飼料費等においては約二%以上の増加を示すわけでございますから、結局、生産費全体においては、百キログラム三千五百八十八円よりも若干上回った価格になるというふうに考えられますが、これを価格としてあらわした場合に幾らになりますか。

○農林政府委員 第一次生産費が三千二百八十六円になりまして、それに地代、資本利子を加えた第二次生産費で三千五百八十七円、さらに租税公課百二十五円を加えますと二千七百十二円というものが、租税算入生産費ということになります。

○芳賀委員 統計調査部の三千五百八十八円は、第二次生産費ということになっておるわけですか。

○農林政府委員 統計調査部の三十九年度の推定生産費は、統計調査部の三十九年よりも一円下回るといことになるわけですか。

○農林政府委員 そのとおりでございます。

○芳賀委員 どういう理由なんですか。飼料の価格が非常に高くなつておつて、それから償却費等についても、これは乳牛の値を安く評価すれば、同じ償却の方式をとつても、償却の割合が下がることにはなるが、価格を下げるためにそういうことは許されないうわけですね。さらに問題になるのは、飼育労働費の割合というものが、統計調査部の二四・六%に比べて、結局飼料費の値上がり等が理由になって、飼育労働費というものは圧迫されておるわけですか。圧迫されておるから、結局単位当たりの労働費を低減させなければならぬということ、価格算定上これも認めるわけに

はいかぬ点だと思つておるわけですが、内容をだんだん明らかにするに従つて、政府が算定された一升五十五円というものが、非常に不当なものである。偶発的に出た数字とか積み上げた数字ではないというところが、おおよそこれは明らかになっておるのです。ですから、計画的にこういう低価格を設定したということであれば、一応政府のもつともな態度というものはわかるわけですが、そうでなく、良心的にやつたということになれば、これはわれわれとしては絶対に了解できない算式の内容であるというふうにおもつておるわけですか。

そこで、もう一つお尋ねしたいのは、統計調査部の場合には、先ほど言いましたとおり、百キログラムで第二次生産費が三千五百八十八円でありますが、しかし、これを実際に農家が搾乳して販売した場合の実際販売価格、いわゆる実績販売価格というものは、百キロについて三千六百四十四円ということになっておるわけですか。これとの相関関係というものをどのようにお考えになっておるか。われわれの考えでは、昨年一年間のなま乳の価格というものは、たとえば畜産法の規定による原料乳にいたしましても、畜産物価格安定法で支持した安定基準価格より下回つた取引というものは行なわれていないわけですか。特に市乳を加えた全体の生乳の価格等についても、これは決して前年度に比べて低下しておるといふことは言えないわけですか。しかも、統計調査部が採用しました三十八年十月から昨年の三十九年九月までの間に、たとえば市乳の一合二円の値上がり等もあつて、それはやはり生乳の価格面に対して相当の影響を与えておるわけでございますから、やはり生産事情というものの、あるいは需給事情というものを十分勘案した場合においては、どう考えても、昨年と同様の乳価が出るということにはならぬと思つておるわけですか。ですから、この点を私たちが明をしてもいいと思つておるわけですか。

○農林政府委員 統計調査部の調査によりまして、第一次の生産費が三千二百八十七円、第二次

生産費が三千五百八十八円である、それに対して、生乳百キログラム当たりの実際の農家庭先販売価格は三千六百四十四円であるということ、調査で明らかとなつておるわけでございます。この数字から申しますことは、生乳の取引条件が平均生産費をまかなうに足る販売条件ではないということ、これは認めざるを得ないと思つておるわけですか。

それから、昨年の乳価の引き上げがあつたにかかわらずというお話がございましたが、この調査は、先ほど来申し上げておりましたように、三十九年の九月までの調査でございます。飲用乳の引き上げに伴います生乳の農家販売価格の引き上げは、昨年の六月から九月までの四カ月分、つまり、年間の三分の一が入つておるだけでございます。その中で、引き上げ以後における生産費と、それから販売費との関係は、この調査からは完全に出ていないというふうに考えられるわけでございます。

それから、生乳の生産費が、三十九年九月までの統計調査の生産費よりも、わずかに一円でございます。すけれども、四十年度の推定生産費において下がるという推定をいたしておるということにつきましまして、お配りをいたしております資料の上でもおわかり願ひるか、あるいは統計調査の数字とお比べを願ひましても明らかでありますのは、主として飼育労働費の絶対額の減少、つまり、労賃の値上がりをカバーして、なおかつ飼育労働費というものが減少をするという、飼育のための労働投入量が減つたということが、一番大きな理由でございます。いまして、このような推定の方法なり、算定そのものの妥当性という点については、引き続き畜産物価格審議会において専門的な御審議をいただくわけでございます。私どもはその審議におきましても、御意見は十分拝聴するつもりでございますが、私どもとしては、先ほど申し上げましたような基本的な考え方のもとに、一項目、一項目ずつ慎重に積み上げて計算をいたしたのでございまして、別に他意を差しはさんだことは絶対にございませぬということだけを申し上げたいと思つておるわけでございます。

○芳賀委員 その点はあとでお伺ひします。

そこで、統計調査部の生産費である第二次生産費の三千五百八十八円と、同じ期間における実績の乳価というものは三千六百四十四円であるということになると、この差額が百キロについて四百二十四円ということになるわけですか。ですから、この点は、昨年のいわゆる販売実績価格というものは、農林省が行つた生産費調査に基づいた場合、百キロについて四百二十四円、これは取引価格が不当に安過ぎたということが立証されておるわけでございますが、こういう点は、審議会において四十年度の乳価を決定する場合には、当然是正されなければならぬと思つておるわけですが、その点はどういう配慮を講じておるわけですか。特に前年同様に乳価を据え置いた場合、このような販売価格と農林省の生産費による価格との格差というものは埋まらぬと思つておるわけですか。その点はどうお考えですか。

○農林政府委員 現行の畜産物価格安定法に基づきます安定基準価格の性格は、本法施行以来、政府としての見解は一貫しておるところでございますが、加工原料用の乳については、それ以上価格が低落することを防止するための下ささえの価格でございます。ですから、その価格自体の支配いたします限りは、加工原料乳についてそれ以下の取引をすることを行政的に抑止するというところであります。現実の価格の形成は、別に乳製品の実需要からくる実勢の価格というものがあらわれるわけでございます。端的に申せば、現在の生産事情のもとで、非常に不利な取引条件、販売条件を持つておりますのは、加工向けの原料乳でございます。現在のところ、わが国の生乳の用途別の販売比率というものは、飲用乳が五四%程度、加工向けが四六%程度というように、相対的に加工乳の比率が高いつつあるところから、販売条件としての不利があるというふうに思われるのでございまして、今回の審議会に説明をいたし、審議の参考に供しております結果がどうなるかということ、本日申し上げるわけにまいりかねますけれども、

そのこと自身によって、端的に言つて、平均生産費をまかなうような乳価の形成を保証するかどうかということについては、私自身言明するだけの確信がございません。

○芳賀委員 次にお尋ねしたいのは、統計調査部の三千五百八十八円のうち、労働費は二四・六％でありますが、この場合、単位当たりの労働費の計算というものは、たとえば一時間当たりあるいは一日当たり幾らに計算されておるか、その点を明らかにしてもらいたい。

○榎垣政府委員 この三十九年度の生産費調査にあたりまして、家族労働報酬として、一時間当たりの労働費を八十七円八銭という計算で生産費調査をいたしております。

○芳賀委員 それでは一時間八十七円八銭の労働費を一日に直せば幾らになるのですか。

○榎垣政府委員 八時間労働というところで計算いたしまして、六百九十六円六十四銭です。

○芳賀委員 実績百キロ当たり三千六百六十四円である場合には、自家労働費の一時間当たりあるいは一日八時間の場合に幾らになりますか。

○榎垣政府委員 ちよつとすれ違ひのようになると思いますが、四十年の算式で用いております一時間当たりは、九十四円九十七銭という一時間当たり単価を用いております。

○芳賀委員 そうじゃないのです。三千五百八十八円、この場合の自家労働費の計算は、一時間八十七円八銭、八時間労働で六百九十六円六十四銭ということになりましたが、次に実際の販売価格が百キロ三千六百六十四円であったわけですから、その場合の実際の販売価格の中で、自家労働費というのを無視するわけにいかぬわけですが、結局その場合に、自家労働費というものは一時間になるかというのを聞いておるわけです。

○榎垣政府委員 実はこの飼育労働費のうち、家族労働が占める部分に対する実際の販売価格からの割り振りは幾らになるか、要するに、家族労働報酬が幾らになるかというところは、私どものほう

も、統計調査部にせんだつてから出してほしいということでは要請をいたしておるのをごいいます。また雇入れ労働との全体の集計分析が終つていないので、統計調査部では三十九年度の分は近いうちに計算を終るが、それまでちよつとわからないというところで、本日私自身もお答えする能力がないわけです。

○芳賀委員 それはおかしいじゃないですか。局長がもし答えることができないければ、直ちに統計調査部長に出席していただきたい。これは委員長に申し上げます。できないということはないじゃないですか。

○榎垣政府委員 非常にやかましいものらしいです。

○芳賀委員 三十九年度の農林省自身が作成した生産費の場合の労働費というものは、金額にすれば幾らであるかということとはわかつておるわけですから、実際に販売した場合、その期間内に生産費よりも相当下回つた価格で販売したことは事実ですから、この生産費の計算による価格と、実績販売価格との差額、いわゆる不足分というものは、すなわち、これは自家労働費に食ひ込んでおるということに当然なるわけです。それ以外の飼料費にしても、償却費にしても、あるいは雇用労働費にしても、これを繰り延べるということも、支出しないということもできないわけですから、結局自家労働費を犠牲にして、それだけ安い価格で販売されたということになるわけですから、それが複雑でできないというふうなふらちなことはないので、そのくらいのことのできないで、農林省の役人としてつとめますか。あなたができないければ、統計調査部長を呼んでください。

○榎垣政府委員 お話のように、毎年生産費調査をいたした上で、家族労働報酬は品目別にどれだけの対価が与えられたかという計算はいたしておるわけではございません、出ないものではございません。出ないものではございませんが、現段階は、統計調査部としては、家族労働報酬の単価を想定をいたしましたもので、総体の生産費の計

算が終わつたばかりの段階であるために、飼育労働費のみならず、たとえば他のところにも、自給飼料の部分にも労働費があるというふうな、いろいろな問題がございまして、この計算はそう簡単ではないようでありまして、したがって、しばらく時間がかるように聞いております。

○芳賀委員 そういう高等数学的な複雑なことを聞いておるのではないのです。投下された労働時間というものは、これは当然ごまかすわけにはいかぬわけですね。農林省が算定した労働費というものは、その投下労働時間に対して、一時間当たり八十七円八銭という推定した自家労働費というものは、これは農林省の場合には、都市労働とかあるいは民間産業に就労する労働者の平均賃金を持つてくるというやり方はしてないわけですか。あくまでも農村における雇用労働というものを基礎にしてやつておるわけですから、この一時間当たりにあるいは一日当たりの、非常に実情に沿わない低い自家労働費というものが、計算の上に乗つてくるわけですね。それにしても、そういう一時間当たり、一日当たりの労働費の計算の上に立つて総計されたものが、百キロで三千五百八十八円という

ことになったわけですね。ですから、この価格で販売された場合には、自家労働費は一日当たり六百九十六円六十四銭、これは所得として確保することのできるわけではございませんが、それが実際に販売された場合には、百キロについて四百二十四円、これは生産費よりも償われない価格で販売されておるわけですね。だから、この差額の四百二十四円というものは、当然自家労働費の中に食ひ込んでおるということとは明らかなわけですね。これは実態がどうなつたかということも、もう起きた現象をあとで調査するわけですから、これは正確かどうかというところはまだわからないとしても、計算ができていないということじゃないのです。生産費どおりで売れば、六百九十六円の労働費が確保されるが、それよりも四百二十四円安く売つた場合の自家労働費に対する配分は幾らになるのですか。一日幾らで、一時間幾らというところは、できないことはな

いじゃないですか。

○榎垣政府委員 できないことはありません。毎年度品別の自家労働に対する報酬額を出しておるのでございまして、いづれ統計調査部も計算の上で発表することと思つておりますが、現段階では、私どももそれがほしいと思つて要請をいたしておりますが、まだ計算ができていない、時間がかかるということをおつておるのであります。

○芳賀委員 それでは、今度は農林省の畜産局の試算である五十五円の乳価で計算した場合の所要労働時間と、単位当たりの自家労働費というものを幾らに計算しておられますか。

○榎垣政府委員 畜産局で四十年の推定生産費を試算いたしました場合の、時間当たり家族労働報酬は九十四円九十七銭でございます。

○芳賀委員 一日で幾らですか。

○榎垣政府委員 一日八時間労働で計算をいたしますと七百五十九円七十六銭でございます。

○芳賀委員 それでは農林省としては、酪農家、いわゆる生乳生産者の自家労働というものは、一日当たり七百五十九円程度で妥当である、そういう考え方の上に立つて、この五十五円なる乳価を計算したということになるのですか。

○榎垣政府委員 四十年の生産費を推定する場合に、他の項目と同様に、過去から得られましたデータに基づきまして、家族労働報酬、つまり、農村雇用労働の水準を測定いたしました結果として、ただいま申し上げたような家族労働報酬時間当たりもしくは一日当たりの数値が出たわけでありまして、その限りにおいては、計算としては妥当な方法だと考えております。

○芳賀委員 だから、その妥当の根拠として、農家の自家労働というものは、昭和四十年に於いては一日七百六十四円であるというふうな考へておるわけですね。一日一ぱい働いて七百六十四円でしょう。それを妥当として今回の農林省の試算というものを作成されたわけですね。

○榎垣政府委員 問題は、若干むづかしい問題にわたるわけですが、農林省の生産費調査というも

のは、われわれが用うべき最も信頼性の強い資料であるというたてまえで、将来の生産費の推定をするということから申せば、私どもはこの推定の方法及び結果は妥当であるというふうに考えます。

○芳賀委員 これは政治的な問題でありますから、政務次官に聞いたほうがいいと思いますが、政務次官としては、現在全国で農業と他産業との格差が非常に開いておる、農家所得あるいは農業所得の面で非常にひずみのために苦しんでおるという中において、なおかつ、四十年間一年間乳牛飼育者あるいは畜産農家が一日働いた報酬というものは七百六十円程度で当然である、これ以上与える必要はないというお考えで計算されておるかどうか、いかがですか。

○鶴林(三)政府委員 畜安法に基づきまして、原料乳の算定方式がきまっておりますのでございませう。たとえば米につきまして生産費・所得補償方式をとる。その算定方式も整然としてきまっておりますのでございまして、さような点から考えまして、原料乳につきましては、三十九年度の統計にあらわれております家族労働につきましては、統計調査部が厳格に調べている。これは事実でございます。その事実に基づきまして、四十年の傾向と申しますか、トレンドをたどりまして、畜産局といたしましては、推定生産費として七百五十九円七十六銭というものを算出してわけでございまして、その限りにおきましてはこれはやむを得ない自家労働費だと思ひます。

○芳賀委員 だから、ことしの四月から来年三月一ぱい全国で畜産をやっていく農家の数は相当多いわけですが、この諸君に対して、あなた方は、一日の自家労働費が七百六十円あれば、これは当然である、これが妥当な自家労働費ですよということ、農林省としても、政府としても説得できるわけですか。この一日七百六十円が、人間として生活できる、あるいは家族の生活をささえる一番基本になる自家労働費としてあたりまえであるということ、自信を持って生産農民に説明し、あるいは説得できるわけですか。推定生産費だからしよ

うがないというわけじゃないですよ。四月からの乳価をきめる場合、四月から将来一年間宮々と働く生産農家の一日当たりの労働については、どのくらいの評価というものが必要であるかということ、これは厳密に計算して——ほかの飼料費であるとか、償却費であるとか、材料費であるとか、当然投下されるであろうこれこそ推定生産費であります、実際働く農家に対しては、ある意味においては、これは政府が保障した賃金を一日当たりこれだけ最低支払いますということと同じ意味なんですよ。自家労働費というものは、推計してそうなたらしかたがないということではないですよ。そうじゃないですか。政府がたとえば四十年度の予算を編成する場合、政府職員に対しては、一月月当たりあるいは一年についてどれだけ給与を支払うかということ、推定生産費から計算した給与ではないと思うのです。そうじゃないですか。それと同じ親戚味と熱意を持って、農民の自家労働費というものはどのくらいにしなければならぬかということ、十分計算して、牛乳の自家労働費以外の必要な生産費に合算して乳価をきめるということ、これは、これは妥当な計算と申すことはできない。だから、私が冒頭に言ったように、逆算方式で農民の自家労働費は七百六十円にする、それ以外の必要経費も幾らにするということ、を最初にきめて、それを一・八七五キロ当たりですれば五十五円というふうにきめて、それに当てはまるような計算方式だから、自家労働費についても不当な七百六十円という——これは日本国中どこにも通用しないでしょう。一日の労働費が七百六十円にたかさんであるというの、これは全く実情を無視したものでないですか。たとえば食糧法に基づく米価の算定は生産費・所得方式で、自家労働費は都市均衡労働費で算出することになっており、この場合は、畜産局の提出資料にもある通り、一時間の労働費は百六十二円三十銭で、一日当りの労働費は一千三百円である。つまり、算定の方法を変えることにより、同一の労働でも、米作農家の一千三百円に対して、畜産農家の労働はその

六割の七百六十円ということになるわけでありませう。この法律があることによって、法律がかえって重石になって農民を苦しめるという結果しか出ないということになるじゃないですか。この点については、良心的な政務次官並びに畜産局長から率直に答えてもらいたいと思ひます。

○鶴林(三)政府委員 農産物の価格決定につきましては、いろいろ各法律ごと、算定方式が異なっていることは、皆さん御承知のとおりでございませう。しこうして、この原料乳につきましての下さる価格としての安定基準価格の算定方式は、私が申し上げるまでもなく、先ほど局長が申し上げましたように、一定の方式がきまっておりますのでございまして、その方式の立て方に対しては、農林省といたしましては、統計調査部の厳格な統計の結果を待たなければならぬ。その厳格な結果に基づきまして、新しく四十年度の傾向をたどりまして、推定の生産費をつくり出したわけでございませう。しこうして、この推定生産費が七百五十九円七十六銭ということにつきましては、いろいろ問題があらましよう。しかし、農林省といたしましては、今日畜産物価格安定法によつて原料乳の価格の算定はこうだということをきめられた以上は、これはもちろん、審議会としても妥当かどうかにつきましてはいろいろ意見もありましようが、今日農林省として、畜産局が与えられた算定方式からすると、これ以外にないということに私は考えております。

○芳賀委員 これは大臣にまた次の機会にお尋ねしたいわけですが、たとえば畜産物価格安定法を離れて、一切の拘束される、農民を苦しめておる法律制度から離れて、一箇林、一檜垣という立場に立つて考えた場合に、この農村の今日における自家労働に対する報酬、いわば自家労働費が、一日当たりにして七百六十円というものが妥当であるとお考えですか。

○鶴林(三)政府委員 農産物の価格につきましては、たとえばミカン等は、一日当たりの八時間労働の報酬がたぶん三千幾らであつたかと思ひます。

米につきましては一日当たり千四百幾らであつたと思ひます。しかしその他イモでございませうが、そんなものは非常に価格が安い。しこうして、原料乳につきましては、先ほどから申し上げたように、七百六十円の家を出したわけでございますが、これが金銭として、農林省の立場と申しますか、個人の立場、いずれにいたしましても、やはり農民の所得を増すという立場からまいますと、あるいはミカンなり米穀並みにいくということが私は望ましいと思ひます。しかし、とにかく原料乳につきまして、算定方式がきまれば、これに積み上げの方式をとりましてたどった結果はこうだということを私は申し上げたのであります。

○芳賀委員 私の聞いておるの、そういうかみしも着た農林省政務次官とか農林省畜産局長として、法律とか制度の上にあぐらをかいて言う答弁でなくて、一箇林、一檜垣の立場に立つて、農村に行つて農村の現状というものをながめた場合に、毎日一生懸命に働いておる農家の一日の自分の労働報酬が、七百六十円程度で妥当であるというふうにお考えおられるかどうかを聞いておるわけですか。

○檜垣政府委員 若干個人的見解を加えてもよいというふうなお話でございますので私は、農家の家族労働報酬が、ただいま申し上げましたような七百六十円程度で十分であるとは考えるものではございませう。ただ、この問題には議論が両面あるように思ひます。と申しますのは、農産物の持つております生産の形態なり水準なり、あるいはその商品としての特質なりによって、受ける労働報酬の水準が変わってくるということはある程度やむを得ない。御承知のとおり、日本の酪農については、まだ一、二頭飼いの農家が……(芳賀委員「そういうことを聞いておるのじゃなく、妥当であるかどうか、簡単に」と呼ぶ)それを申し上げまして、見解を述べたいと思ひますが、一、二頭飼いの農家というのは、これは副業的な酪農というのが六〇%以上占めておるとい

う現実から申せば、平均的な家族労働報酬としては、この水準は必ずしも低過ぎるというふうな意見だけではない。私も必ずしも低過ぎるというふうには言い切れないと思うのでございます。酪農らしい酪農を育てることによって、家族労働報酬がより多く、かつ市場との関係において実現できるといふようなことを、酪農政策の将来の方向として私も考えていきたいというふうに思っております。

○芳賀委員 これはどうして牛乳や畜肉において自家労働が低いかわかることは、たとえば米などの所得率は高いわけですね。農産物の中で所得率が高いというところは、その農産物を生産した中に占める自家労働の報酬の割合が高いということになるわけですね。牛乳や畜肉の場合は非常に所得率が低いわけですね。たとえばさ代だけでも五六割かかるわけですから、こういう点は、米の場合なんかとは非常に価格構造の上において相違があるわけですね。だから、所得率が低いものをどういうふうには是正した場合において、所得率をあげて、そうして自家労働の報酬部分を高めるかということに、やはり問題があると思うのです。しかし、たとえ多頭飼育をやった場合においても、多頭飼育だからといって、一頭当たりについているえさ代を減らすようなことはできないでしょう。一頭当たり一日だけえさが必要かということでは、これは二頭おった場合には多くて、十頭の場合にはえさを減らしてもいいということにはならぬじゃないですか。飼育する場合の努力の節減とか設備の合理化というものはできるとしても、一番大きな割合を占める六〇〇近い飼料費などというものは、一頭だろが十頭だろが、これは変えることはできないと思うのです。だから、そういうような実態というものは、これは統計調査の結果の中にあらわれてくるわけですね。しかし、これから将来に向かってこの畜産農家の自家労働あるいは畜産農家の農家所得というものを確保してやらなければならぬということになれば、過去の実績だけにこだわって、七百六十円しかこ

れは計算できないということではないと思うのです。そうじゃないですか。この点をやはり政府としても明らかに説明してもらわねと、これから問題を進めようとする場合に、やはり逆算方式しかできないということになると思うわけですね。そこで、もう少し詳しくお尋ねしたいわけですが、たとえば一日七百六十円とした場合、せめて日曜だけは休むと仮定して、二十五日稼働した場合に、一月当りの報酬は幾らになるのですか。

○榎垣政府委員 お話しのような計算で、一カ月二十五日労働ということになりますと、約一万九千円ということになります。ただし、誤解といいますが、そういう表現には問題があるわけですね。まして、一日八時間の労働を燃焼しつつ、一カ月二十五日働く酪農経営というものは、平均的な生産性を持った酪農家とは考えられないのでございまして、これは全く仮定の計算であるということだけ申し上げます。

○芳賀委員 それでわかりました。つまり、月給制にすれば一カ月一万九千円ですね。これには超過勤務手当もつかぬし、期末手当も石炭も勤続手当も何もつかぬですね。全部合算して月当りにすれば、一万九千円にしか当たらないということになるのですか。これ以外には何もつかないでしょう。つきましては、つばは、それは自家労働が少し上がるということになるので、何かこれに追加すべき自家労働に類するものがあるならば、ちよつと示していただきたい。そういうものがあれば、これは五十五円にさらに加算をしなければならぬ。

○榎垣政府委員 ただいまの御質問には、私がいまだに申し上げた、非常に誤解の起る問題点があるわけですね。前記として、一カ月毎日の労働を完全燃焼をしながら、二十五日の酪農のための労働投入をするというような経営が、平均的な生産性しかないという無理な前提を置きました場合に、約一万九千円程度の月収に当たるといふことで、労働報酬としては、それ以外に入る

ものはございせん。ございせんが、経営としては、そのほかにもし生産費を償い得る交易条件があるとするならば、資本利子とかあるいは地代等の所得は別に加わるということだけはあつて思ひます。

○芳賀委員 それは榎垣さんがたとえば給料の中からつづましく貯蓄をして、それに貯金利子があると同時に貯蓄をしながら、それを生産費から差し引くというわけにはいかぬでしょう。

まじめな質問ですが、そこで、政務次官にお尋ねしますが、本年度四月から新規採用される高校卒業生、これは男女同一賃金ですが、四月から農林省で新規に採用される高校卒業生の職員の初任給は、一月月額で幾らになるのですか。

○館林(三)政府委員 突然のことではございせんが、材料がありませんので、正確な答えではありませんが、大体高校卒の初任給は一万五千円程度だと思ひます。したがって、いま相当の年配の酪農家が月に二十五日働いて一万九千円ということは、非常に少ないじゃないかというお話でございまして、先ほど来いろいろお話がありましたが、やはり一日の労働の対価が六百九十六円、今度四十年は七百六十円でございますが、これはもちろん芳賀委員のおっしゃいますように、必ずしも高いとは思ひません。しかし、やはり酪農の構造と申しますか、今日の農業的に一、二頭の寡頭飼育をやっているという農家が非常に多いわけではございまして、また多頭飼育としては大体畜産局としては、六頭ないし七頭の酪農経営をやるといふことに指導しておりますけれども、なかなかそこまでいかない。したがって、多頭飼育、六、七頭とかあるのは十頭、二十頭やっておりますところにおきましては、労働の対価というものは、たとえば米とかあるいはミカンなどより相当高いものもあると思ひます。しかし、現在の日本の酪農は発展の過程にございまして、寡頭の飼育のものが非常に多い。そんなものをすべて統計調査をして合計いたしますと、芳賀委員の指摘されますとおり、一日当たりわずか七百六十円でありまして、こ

れはやはり今後の酪農の構造改善によりまして、漸次多頭飼育を進めることによって、他の園芸並みに、米作並みに進むべきだと思ひます。その過渡でございまして、その点につきましては、芳賀委員に十分満足させることができない額を算出したわけではございまして、この点は御了承を願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 政務次官が高校出の初任給を一万五千円と言われましたが、それはあくまでも基本給与であつて、これは政府がおきめになった諸手当が、年間で通ずると大体四カ月以上ということになるわけですね。そうすると、これを年の給与を月割りにすると、やはり高校を卒業して、すぐ農林省に就職した初任給者の場合でも、月額にすれば二万円をこえると思うわけですね。ここに問題があると思ひます。農家の場合は二十年、三十年農業に対する経験と熟練の度を持つておつても、八時間労働でこれは七百六十円の報酬しか標準的な報酬は当たらない。もつと働けばいいではないかと言われたい。そして、給料取りの場合にはきめられた時間外の労働をした場合には、一時間当たり二割五分の超過勤務手当をつけなければならぬというわけですね。これは労働基準法で定められておるわけですね。ですから、そういう点から見ても、農民が自分の肉体を酷使して長時間労働をしても、そういうような特別の支払というものはないわけですね。九時間働いた場合に、その一時間分だけ二割五分自家労働でふやしてくるような、そういう計算が行なわれて、朝五時に起きて搾乳をするとか、夜九時に牛舎へ行って家畜の手入れをするとか、そういうものは深夜作業あるいは時間外労働だから、当然加算するといふようなあなたたか配慮を講じてやれば、七百六十円というふうな不当な自家労働の算定は出てこないと思ひます。だから、高校を卒業しても中学を卒業しても、農家に残る者がいないのじゃないですか。農林大臣が本会議で報告されたことしの農業白書の中でも、昨年、三十九年に全国の中学校、高等学校を卒業した卒業生の中で、農村に残った者の数は、全体で七万六千人し

かないのです。そのうち、高等学校を卒業して農村に残った者は一万六千人しかいないのです。よ、役所とかあるいは民間の産業に就職すれば、初任給であつても月額にして実績二万円程度の給与はもらえる。農村に残った場合は、熟練者にしても一月一万九千円しか分配がないのだから、当然農村に残ることはできない、農業に従事することはできないということ、毎年毎年農村に残る若い人たちがなくなるといふことは、白書の中で明らかになっておるじゃないですか。そういう現実を十分わきまえておきながら、昭和四十年度においても、依然として一日七百六十円でたくさんである、こういうような農政の姿勢というものをいつまでも先に続けることは許せないと思うのです。だから、われわれが繰り返して言う点は、こういう弊害というものを、政治の力で抑圧しておる農家の低賃金というものを是正するといふところに重点を置かなければ、どのようなりっぱな法律を政府がお出しになつて、多数決できめても、それは農民を苦しめる具にしかならぬとわれわれは考へておるわけです。

いろいろほかに問題もありますけれども、あるいは畜肉の安定基準価格の場合においても、これと同様な計算をされておると思ひますが、こういう問題について、当然二十六日、七日の審議会においても真剣な議論が出ると思ひますが、その議論の結果、審議会が、この政府の試算は不当である、正しい意味の計算をしないといふような意見や結論が出た場合においては、諮問を免せられた農林大臣としては、それを尊重するか、従来のおり、どのようなりっぱな意見や建設的な答申が出て、依然として去年以前と同じように無視して、農林省の最初の試算によつてきめるといふ考へでおるのか、その点を明確にしてもらいたい。

○館林(三)政府委員 昨日から審議会が開催されておりました、審議会には各界各層の学識経験者もたくさんおられます、いろいろの立場から御意見が出るだらうと思ひます。一応農林省が提出いたしましたこの五十五円という価格が妥当であ

るかどうかということにつきましては、非常に真剣な議論がきのうもかわされたわけでございます。明後日から二日間にわたつて、たぶん徹夜続きの議論がかわされるだらうと思ひます。その結果、単一の答申が出るかどうかということにつきましては、まだ見通しがつかないわけでございます。昨年の例によりますと、三つの形の違った答申が列挙されたといふことでございまして、したがひまして、いずれの答申が出ますかといふことにつきましては、私予測できませんけれども、とにかく大事な問題をせつかく權威のある審議会に對しまして諮問した以上、その答申につきましては、十分尊重いたしてまいりたい、かように考へております。

○芳賀委員 そこで、大事な点は、昨年、一昨年もそうでありましたが、答申が一本にまとまらないうで二様あるいは三様の答申が出た。その二様、三様の答申のいずれを政府が尊重して採用したかとなると、そのうちの政府が最も期待した、一番低い答申を常に採用しておるといふことは、もう局長も次官もおわかりのとおりであります。

この審議会委員の選任の方法というものは、農林大臣が任命するということになつておるわけですが、その中で、わずかに衆議院あるいは参議院を代表する者は、それぞれの院の議決を得て委員になるということになつておるので、これは農林大臣がかつてに選ぶわけにいきませんが、それ以外の委員は全部農林大臣が任命してゐるわけですが、例をあげると、御用学者——政府の御用をつとめない学者は、これは全然委員になつていない。あるいは評論家の立場の人、大体これは政府の農政の路線を推進するような役割をしてゐる諸君がずらつと委員に選任されておるわけです。次に農林省と大蔵省の古手官僚です。これは畜産局長とか、その他、政府の意見を代弁するため、農林省あるいは大蔵省の官僚の古手が任命されてゐるということは、各委員会に漏れない実例です。そのほか、農民の側と利益の相反する、たとえば乳業会社の社長であるとか、畜肉会社の

社長であるとか、あるいはハム会社の社長であるとか、これらの代表というものは、生産者の立場を代表するのでなく、自己の企業の利潤追求にきつておるわけであつて、しかも、政府のききげん政府の意思に迎合しなければ事業がうまくいかないといふような考え方に立つた意見の諸君が選任されておるわけです。それから与党から選ばれた諸君は、政府と与党の關係があつて、個人的にはけしからぬと思つても、なかなか表面に積極的な意見はお出しになりづらいのです。りっぱな委員のみならずが自民党から出ておるけれども、積極的な行動ができないという制限がついてゐる。そうすると、わずかに社会党の側から選任された委員、生産者の立場から選任された委員、数の上からいふと、非常に少数であります。だから、こういう多数、少数という頭数だけの力關係だけで、答申のいずれを尊重するかといふことになると、もちろん、政府のめがねになつた委員が八割程度占めてゐるわけですから、それが大部分の意見であるといふことに当然なるわけです。そういうふう

に仕組まれてゐるわけです。

だから、この際、二様、三様に分かれたときであつても、正しい意見や建設的な答申については、謙虚な立場で、農林大臣としては、最も正しい答申を尊重する。それがたとへば、政府の五十五円という前年同様の情けない試算でなく、非常に高度の価格が出るとしても、それは当然尊重すべきことと思ひますが、いかがですか。これは大臣がいなければわからぬといへばそれまでありますが、政務次官、かわつてひとつ答弁を願ひたい。

○館林(三)政府委員 審議会の人的構成につきましては、いろいろ御意見がございましたが、国会議員につきましては別でございます。自由民主党並びに社会党からそれぞれベテランの方々が出ておられます、社会党も専門家の方ですから、ずいぶん痛烈な質問をいろいろやつておられます。また農林大臣が選ぶ他の委員につきましては、私は芳賀委員と御意見を異にいたしましたして、決して

農林省としては一定の結論を出していただくような委員だけ選任してゐるわけじゃない。顔ぶれをばらばらになつてわかつたところ、メーカーの人もおられます、生産者の代表もおられます、学識経験者としての学者もおられます、そのような大事な価格の決定をする場合には、各界各層の代表者を集め、また面会の周知を集めるといふようなこと、昨年は、私は人選としては非常に公平にいつてゐると思ひます。したがつて、その公平な立場からでございますから、乳価の決定についてはいろいろ意見がある。意見があらまうからこそ、一元的な結論が出ない、答申が出ないといふことで、昨年におきましては三つの違った答申が出たわけでございます、その三つの答申をどう採用するかといふことにつきましては、もちろん、私たちは、日本の酪農の保護という立場を第一に考へまして採用したい、かように考へております。

○芳賀委員 そういう真剣な御答弁ですから、私からも希望を申し上げます。

それでは、審議会に諮問された事項というのは非常に重要であります。ですから、これに加えて、本日特に集中しました自家労働のあり方について、これをぜひ二十六日には、冒頭に農林大臣から審議会の委員諸君に、昭和四十年度に原料乳あるいは指定食肉について計算すべき自家労働の値といふものを幾ばくにするべきが妥当であるかといふことを、特にこれは諮問してもらいたいわけですが、そうすれば、具体的な諮問が出たわけですから、はたして一日七百六十円が妥当であるか、これを千円にすべしといふ意見になるか、あるいはまだ高過ぎるから四百円にせよといふ意見になるか。去年の実績は、四十万戸の乳牛の飼育者が百二十万頭の乳牛を飼つておるわけですが、平均三頭であります。三頭飼育の場合の昨年の平均的な一日の自家労働は五百五十円といふことが、これは農林省から明らかになつておるわけですが、ですから、こういう具体的に一番大事な自家労働を原料乳あるいは畜肉の価格の中にどのように計算

すべきかということ、ぜひ二十六日の審議会の冒頭に、農林大臣あるいは政務次官から、いまの御答弁の趣旨に沿って、これは諮問してもらいたいと思うわけです。それに對して各委員諸君は、私の指摘したことが間違ひであれば、これはけっこうであります。御用的な委員だけを遣んだというところが、この問題の解明によつて明らかにすれば、私の指摘が誤りであれば、これは率直に是正するにやぶさかでないわけですから、これをぜひ計らつてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○館林政府委員 二十六日から審議会に、あらためて自家労賃につきての諮問をするということにつきては、時日的になかなか困難だと思ひます。しかし、いろいろ質問の過程におきまして、芳賀委員の御趣旨は十分伝えていきたいと思ひます。

○芳賀委員 これで一応の質問を終わりました。最後に、先日政府が提案になりました加工牛乳の補給金制度ですね。これはまだ手続がされただけであつて、本会議にも委員会にも付託になっておりませんので、これを直接に論議する考えはありませんが、ただ問題は、政府提案の法案の内容によると、実施の期日は昭和四十一年の四月一日からということになっておるわけです。したがつて、四十年度一年間は現行の畜産価格安定法に基づいて、原料乳等の取り扱いあるいは指定乳製品の取り扱いをすることにしておるわけです。そこで、今年の原料乳あるいは指定乳製品の安定価格等をきめるわけですが、そのきめた価格と四十四年から一これは法律が通るか通らぬかわからぬですが、かりに万が一通つたという場合には、これは新しい法律の規定を適用するわけですから、その場合の生産者に保証する価格の算定とか根拠というものは、いまから問題になるわけですね。特にわれわれは、今年の原料乳の決定あるいは指定乳製品の決定等は、直ちに今回提案された政府の法案と重大な関係を持つというふうにご考慮しておるわけです。それはなぜかという、現在の法律によりますと、農林大臣の決定して告示し

たいわゆる原料乳の安定基準価格というものは、原料乳の取引の場合にはこれが最低の取引価格ということになっておるわけです。あくまでもこれは乳業者の負担において、生産者との間に、おいて最低の価格として取引しなければならぬ、それ以下であつてはならぬということになるわけですね。これと政府提案の内容であるところの、たとえば加工乳と指定されたその生乳に對する政府が保証する価格、その価格の算定の基礎と、算定の方式として想定されておるものと、現在の法律にある原料乳のいわゆる安定基準価格というものの算定の方法というものは、私の判断によると、大体同様の趣旨のものを考へておるというふうになるわけですね。いいですか。そうすると、いまの法律によれば、その安定価格というものは取引する価格でなければならぬ。今度は政府が出した法案によると、その価格は政府が保証する価格でなければならぬということになるわけですね。これが同様の計算の基礎に立つてなされた場合においては、名前は保証価格であつても、名前は原料乳安定基準価格であつても、同じ次元で計算した場合においては、同一の価格というものが算定されることは、これはもう明らかであります。そうすると、現在においては、たとえば一升五十五円で取引したものを、これを法律がかわれば政府が保証する価格ということになると、そういう場合に、一体乳業者はどの程度の価格で牛乳の取引をすればいいかということになるわけですね。政府の法案によると、生産者と乳業者が取引する価格は、当然政府が定めた保証する価格よりもそれは安い価格であるということが明確になつておるわけですね。そうすると、いまよりも安い価格で乳業者に取引をさせて、現在と同じ算定方式に基づいた政府が保証する価格との差額というものを、国が補給金という形で支出するということにおそくなくとも思ふわけですね。そうすると、一体、これは生産者のためにそのような保証価格というものを設けるのであるか、乳業者の現在以上の利益を擁護するために保証価格制度とい

うものをつくるのであるかということ、これは大きな問題点であり、またわれわれとしては疑問とするところであります。ですから、これは今後の審議の課題になるわけですが、そういう判断ではなくて、たとえば政府が指示するところの保証価格、あるいは実際に取引させる場合の目標価格というものの関係において、もしも私の言うように、政府が乳業者に指示する、生産者団体に指示する、実際に取引すべき目標価格というものと、現在の安定法による原料乳の安定基準価格というものが、大体同様の趣旨において計算されるものであるということになれば、これは相当趣旨がかわつてくるわけですね。取引すべき目標価格と目標価格というものが、現在の原料乳の安定基準価格と同一の趣旨、あるいは算定の方式が同じであるというところになれば、かりに現在の安定基準価格の乳価が五十五円であると同じ次元で計算した場合においては、新しい法律によるところのいわゆる取引すべき目標価格というものの五十五円であるということであれば、これは相当趣旨がかわつてくるわけですね。その目標価格よりも国が保障する価格ははるかに上位であるということになれば、その分を政府が補給金として生産者に交付するということになるからして、交付金の部分だけが、現在の制度よりも生産者に対しては加算されて支払われるということになるわけですね。そうすれば、自家労賃の点についても、補給金として支払われた部分というものは農民の所得という形になるわけでありまして、この二つの想定の上に立つて、農林省としては、このいずれの構想というものが、今度の新しく提案された法律の主眼であるか、その点についてこれは参考までに説明を願ひたいわけですね。

〔坂田(英)委員長代理退席、飯谷委員長代理着席〕

○補給政府委員 新しい加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案につきては、ただいま提案手続中でございますので、いづれ御審議を願ひ、そ

の際詳細に御説明申し上げ、御審議のために用意をいたしたい、こう思つております。現行の畜産物価格安定法に基づきます安定基準価格は、先ほども申し上げましたように、加工原料乳についての、それ以下に下がることを防止するという目的で定められます下さるの一種の保証の価格でございます。その価格は、当該加工原料乳を処理加工いたしました生産された乳製品が、市場の実勢価格の中で経済的に消費されていくという一連の關係を持つものとして考へられておるものでございます。ところが、その際に、乳製品の価格のきめ方も、安定下位価格と安定上位価格というところ、一定の安定帯価格の中で、市況の変動があるものと安定基準価格というものと従来の実勢關連というものを考へまして算出する方法をとつておりますのが、先ほど申し上げました第一方式であり、第二方式では、生産主要原料乳地帯における生産費のうち、安定幅の中で将来吸収し得る可能性のある費目を繰り延べ計算するところなるかという考へ方をとつておりますのが第二案でございます。新しく提案をいたそうといたしております制度におきましては、乳製品について、消費の安定を旨とする安定市場価格という中心的な価格を想定をいたし、それを行政的に定めましてわけて、その製品をつくるために処理加工業者として購入し得る価格水準というものを取引基準価格として定める。加工原料乳の生産酪農家に対しては、主要原料乳地帯の生産費を基準として考へます価格水準、受け取り価格を保証するという考へ方でも算定をいたしまして、取引基準価格と安定基準価格の間の差額について畜産振興事業団を通じて国が補給金を交付する考へ方をとつておるものであります。そういうことから申しますと、現在の安定基準価格というものと新しい取引基準価格というものは、算定の根拠を異にいたしますので、必ず合致するというものでもないわけでございますが、一つの算定方式のタイプとしてしましては、お手元に配つております乳製品の安定上位価

格、下位価格を定めます場合の中心的な価格を積み上げ方式で計算したものでございまして、その方式にやや近い方式になるかと思われ、その方式でございまして、安定基準価格を農家に對します保証価格の制度は現在の法律の制度にはないわけでございますので、これは現在の算定方式とは直接関係がないといつてよろしいかと思ひます。総体として申しますれば、現在の生乳の取引は、御承知のように、用途向けの価格形成をいたしませんで、混合乳価の取引をいたしておるわけでございまして、その混合乳価の取引の中で、メーカーは飲用乳に販売をし、あるいは乳製品を製造して企業を営んでおるわけでございまして、現在の価格水準は、メーカーにとつて何ら酷な水準ではないといふことでございまして、政府が価格保証をするために補給金を交付いたします金は、総体としては、かりに農家の乳価水準に變動なしとするならば、現在の取引価格による農家の受け取り価格といふものにプラスされて交付されるということになるはずでございまして。ただ問題は、多少取引における用途向けの比率、つまり、飲用乳比率の相違等で、現在の混合乳価といふものは、必ずしも実態そのものを反映しておるとはいへないといふ意見がございまして、地域別に不足払い金額といふものの及ばず影響に濃淡が出るということはあると思ひますが、総体として申せば、現在の総受け取り額に補給金額だけが農家の所得として増大するということになるはずでございまして。

○芳賀委員 あくまで参考の意見として聞いておきますが、局長も御承知のとおり、私が繰り返して、たとえば政府の算式の五十五円は依然として逆算価格であると言つたのは、これは現在の乳製品価格から逆算しているわけですね、詳しくいえば、そうでしょう。乳製品価格から逆算して、その原料乳といふものはどのくらいのものである、一升についてどうなるということをやつておるわけですから、そういう点、われわれは従来の農林省のやり方といふものを十分承知しておるわけです。そこで、新制度といふものは、新しい法

案のねらいといふものと現在の法律との関係、しかも具体的に四十年の原料乳の価格決定とこれは非常に強い関係があるわけですから、政府としては、できるだけこの原料乳価格は昨年同様、低く抑えておくということにしておかないと、来年になって今度はかなり一——これは通らないと思ひますけれども、通つた場合には、政府の負担がどのくらいになるか、あるいは乳業者の負担がどうなるかといふことを相当苦勞をして判断されておると思うわけですから、従来、決定年度と違つて、これはそういうものが横たわつておるからして、この際、どのような世論の非難を受けても、原料乳は低く抑えて、そうして将来に備へて、政府の負担をなるべく減らしたいといふ、乳業者の負担も、逆算方式で、いまよりも軽くして利益を守つてやりたいといふようなことで苦勞されておると思ひますが、これはさうだとは言えないと思ひますが、大体その辺がずばではないかと思ひます。いかがでしょうか。

○榎垣政府委員 私どもの不徳のいたすところでございまして、全く私どもの考へておることと違つた御意見でございまして。私どもとしては、本年度の価格の決定は、与えられた条件に基づきまして、審議会の御意見を拝聴した上で、良識に基づいた決定をたゞいまの御激励に従つていたしたといふふうにしておるのでございまして。この法案は私どもとしてはぜひとも御審議の上通過させていたゞきたいと思つておるのでございまして、制度実施に至りますれば、問題は、農家の経営安定という点に重点を置いて、価格の算定その他運用についても、われわれのできる限りの力を注ぎたいといふふうにしております。

○飯谷委員長代理 中村時雄君。中村(時)委員 時間の関係で、簡単に一、二点だけ関連でお尋ねいたします。特に政務次官にお尋ねをしておきたいのですが、いま芳賀委員から申していらつしたように、一つの価格の構成に對する労賃の基準の問題で取り上げられて、いろいろの質疑応答があつた

わけです。そこで問題は、私は労賃の基準の取り上げ方だろうと思ふのです。そこで、労賃の基準の取り上げ方を先ほどから聞いておると、過去七年間について大体その基準を求めていらつしたことを聞くかといふと、一度私以前にも話をしたことがあつたと思ふのですが、農業の農村の労働量と、また都市における労働力と、それに伴う労賃の問題について、私は格差があると思ふ。その格差をなくすることが、ひずみの是正という形であらわれておる。たとえば、都市において一人の労働者は、将来においては年功序列によつてだんだんよくなつていく。だから一人が三人ないし五人の家族を養ひ得るという一つの目標が立つてくるわけですから、農村においては、かりに農村の中に嫁入りをしたそのときには、二人の労働力になつてあらわれてくる。その二の労働力が将来において一人になるかといふたつた決してならない。自家労働として、常に五人家族の中で二人ないし二・五の労働力をもつてこれに對処しているわけですから、すなわち、将来においては、都市における一と農村における二ないし二・五といふものの労働力の差があるわけですから、それを基準にしておいて問題の解決をはかうといふところに、非常に低賃として問題が生まれてくるということが第一点。

さらに、それを基準にして過去七年間を取り上げるといふことになれば、かりに都市の工場において労賃の値上げをする場合には、現在の時点から将来どれくらい物価指数が上がつてくるか、それを勘案しておいて、大体何千円という方式が打ち出されてくる。ところが、農村の労賃の取り上げ方という場合には、過去七年間と、過去を取り上げてくるのです。二重にそれが低賃金になつてあらわれてくる。だからこそ、七百六十円という線であつたといふふうな出し方になつてくるに違ひない。だから、現在の時点から前向きに何年かといふものが、大体物価指数においてこのくらいの上昇率を伴うのだ。事実あなた方は、

能率が四・五%ですがあがつると言われておる。だから、それを基準にしておいて一年間なら一年間の基準をとつて打ち出してこなければ、少なくとも七百六十円という線は出てこないと思ふ。そういう姿に立つて、農家の中において労賃といふものをどのようにならうかといふか。これは非常に基本的な問題なので、将来これは全部農業経営の基本となる問題なので、その労賃指数の取り上げ方といふものを根本的に農林省として考へてもらいたい。これが第一点であります。そこで、そのような姿がなされてくるかといふことをもう少し突っ込んでみたい。それは少なくとも自由経済に基づくところの貿易の自由化、そのことが、高度経済成長に伴つて農村のほうにシワ寄せをしていくといふことであらうと思ふ。かりに一つの例をとつてみても、酪農においては、酪農製品がほとんど自由化されて入つてくる。そこで、たまたまなくなつて、構造改善の方向を打つては困るからといふので、選択的拡大をやつていく。選択的拡大の中には、酪農といふものが非常に大きなファクターを持つてくる。そこで、酪農をやつてみようといふことで、前向きにしたりして、してみたいところが、一方においては、御存じのように、麦に對しては反を減らしていき、こういうことを言つておる。ところが、濃厚飼料として——日本では足りないものは濃厚飼料です。その濃厚飼料の麦といふものが非常に大きなファクターを持つておるのです。濃厚飼料のほうは削減をせよ、こう言つておる。それで、さういふ矛盾を平氣でやつていらつした。その中にほんとうの農業政策といふものは私は断じてないと思ふ。それは、ただ都市における資本主義形態が農村の中にそれらのシワ寄せをどんどん持ち込んでくるという形に、裏から見れば見えるわけですから、さういふ基本的な問題に對して、一体政務次官はどういうふうにお考へになつておるのか。事実、大麦といふものを考へてみた場合、一体、大麦は、ふすまと比べてどういふ

うな割りに高くなっているか。いま大麦は一トン幾らですか。ふすまは一トン幾らですか。それは畜産局長から答えてもらいたい。

○館林(三)政府委員 農産物価格の問題につきましては、全く私しろうとでございしますが、去年就任いたしましたから、やはり農政の根本は、何と申しまして、今日価格問題だと思ふのです。価格につきましても、米の価格からその他の価格、品目といたしましては七十三品目が価格政策の対象になっておるわけでございします。しかし、いずれにいたしましても、米をはじめとして、皆さんの御満足いくような価格政策を打ち出し得ないことは、これは事実でございします。したがって、農林省といたしましては、早急に価格政策につきましまして、基本的な方針を確立したい。労賃の問題は、もちろんその中に入るわけでございします。さようなことで、今日農政審議会におきましては、価格政策につきましましての特別の委員会を設けまして検討中とございまして、やはり各品目について、あるいは共通的な農産物の全体についての価格政策をどうするかというところは、真剣に考えておるというのを私率直に感じておる次第でございまして、さような立場から、いま芳賀委員から詳しく原料乳の価格についての御質問をいただきまして、やはりこれも一つの過度的な段階として、十分に御満足いただけなかったことは申しわけないと思ひますけれども、かような価格政策につきましましての農林省の方針を決定いたしました。また農林省といたしましては、あくまでも農民のための農政でございしますから、さような点につきましましては、全力をあげて中村委員の御期待に沿いたい、かように考えておるわけでございします。

○榎垣政府委員 私どもがいま考えております輸入大麦の政府売り渡し価格は、トン当たり二万三千四百三十円という価格で売り渡したいというふうに考えております。これに對します内地産大麦の政府買入れ価格は三万九千九百六十円とございまして、食糧用売り渡し価格は二万八千七百

四百円ということになっております。私どもが大麦の売り渡し価格を決定いたします場合の考え方としては、過去三年間の主要な飼料穀物でございします、トウモロコシ及び大豆かすとの飼料成分比価というもので算定をいたしましたものを基準にいたしておるものであります。それで算定いたしました。実は若干値段が上がることになるのであります。日本ではまだ大麦の飼料としての慣行が普及をいたしておりませんので、値上げをいたしませんで、据え置くということにいたしましたのでございします。

○中村(時)委員 その問題に関しては、関連だからきょうは追及いたしません。この問題は、あと時間をいただいで、十分質疑応答をやってみたいと思ひますが、先ほど言つた労賃の基本的な取り上げ方、この問題だけは明確にしておいていただきたい。私は、誤まつた方式をとつておる、こう思つておるのです。

そこで、もう一つは、――局長、よく聞いておらぬとだめだよ。私の聞いたのは、何を聞いたかといつたら、大麦の価格を聞くと同時に、ふすまの価格を聞いた。そこで、ふすまとの対照をしていった場合、いま言つたように、大麦のほうが高値になる。その高値をふすまのところまで下げるべきではないかというのを聞いておる。ところが、そのほうを抜きにして、大麦のほうを言つておる。それは、三万幾らまでまだ安くしておるのだというのを言つておる。私はそんなことを聞いておるのではない。いま言つた畜産振興という立場からいって、酪農振興をやろうというところが選択的拡大から生まれてきたのだから、それを基本にして、ふすま以下にしておくのが妥当ではないかというのを聞いておる。だから、質問のポイントははずさないでもらいたい。そこで勉強するのはいけけれども、その程度のことには頭に入れて、なるほどそうしなければならぬなというくらいは考えてもらわなければならぬ。○榎垣政府委員 ふすまの価格につきましては、四十年のふすまの売り渡し予定価格というものは

をきめますに際しまして考えましたことは、ただいまの大麦の価格の算定をすると同様に、輸入ふすまについて、過去三年間におけるトウモロコシ、大豆かすとの成分比価というものはじきまして、三十キロ六百三十四円……。

くしていただきたい。これを要望しておいて、政務次官に、労賃のいまの基本的な問題をどう考えるか、それからふすまの問題と大麦の問題は、酪農振興に伴つて非常に重要なファクターを持つておるので、なるべくならふすまの線に沿つて酪農というものを前向きにしてもらいたい。これに對してどういふお考えを持っておるか、その二点だけで終わつておきます。

○中村(時)委員 それはトンに直したら幾らですか。○榎垣政府委員 トンに直しますと二万九百二十二円ということとございします。それからその価格をきめましたので、元来は、専増産ふすまは価格をきめなければならぬ。これは政府の操作のための特別の措置でありますので、輸入ふすまと同価格の六百三十四円にいたしましたということとございまして、輸入ふすまと大麦との価格は、成分比価から申せば、均衡をとつておるのでございします。

○館林(三)政府委員 労賃の問題につきましましては、先ほど申しましたように、農産物の価格につきましまして農政審議会がいま研究中でございまして、全般的に農産物全体につきましましての価格を設定したいと考えております。なお、大麦とふすまの関係、もちろん御期待に沿うように努力いたしたいと存じます。

○中村(時)委員 それは間違いないですか。あとでもう一回調べ直してください。ともかくも三千円近くの相違があるわけなんです。片一方は二万四千幾らといつておるのだから、だから、そういうふうなふすまが云々というよりも、濃厚飼料として大麦を国内生産できるのだから、それを削減するとかいろいろなことになくして、それをそちらに回すために、価格を幾らに押えていくか。なるべく低位に押えながら、酪農振興前進の方向を進めていくのが、私は政策であらうと思ふ。それでなかつたら、ただ官庁の中で計算機を持つて計算しているにすぎない。政策というものは前向きでなければだめです。前向きにするためには、いま言つたような価格構成の基本というものを明確にしておかなければならぬと思ふ。そういうふうな面で、優秀な畜産局長を据えておるのだから、そのくらのことは畜産局長前向きになつて、そしてほんとうに選択的拡大の成果をあげるということをはつとつ明確にしておいていただきたい。

○榎垣政府委員 次回は明二十五日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十四分散会

昭和四十年三月三十一日印刷

昭和四十年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局